

第九回国会 衆議院 地方行政委員会公聴会議録第二号

昭和二十五年十二月一日(金曜日)
午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君
理事 河原伊三郎君 理事 野村孝太郎君
理事 龍野喜一郎君 理事 門司 亮君
池見 茂隆君 大泉 寛三君
門脇勝太郎君 川本 宋治君
清水 逸平君 塚田十一郎君
橋本登美三郎君 吉田吉太郎君
鈴木 幹雄君 床次 徳二君
山手 満男君 大矢 省三君
久保田鶴松君 木村 榮君
立花 敏男君

出席政府委員

地方自治行政次官 小野 哲君
総務府事務官 鈴木 俊一君
(地方自治局長) 藤井 貞夫君
総務府事務官 藤井 貞夫君
(公務員課長)

出席公聴人

全国水道従業員組合連絡協議会委員長 小田原末治君
岩手県立尾崎高等学校教諭 小林 亮一君
大阪府従業員組合書記長 輪違 清次君
神奈川県知事 内山岩太郎君
日本教職員組合中央執行委員 辻原 弘市君
日本自治団体労働組合総連合委員長 徳永 利雄君
日本自治会館常任理事 伊藤 正丞君
委員外の出席者 専門員 有松 昇君
専門員 長橋 茂男君

本日の公聴会で意見を聞いた案件
地方公務員法案について

○前尾委員長 これより地方行政委員会公聴会を開きます。

昨日に引続き、地方公務員法案について公聴人の方より御意見を承ることにいたします。本委員会として、本日は公聴人の各位よりあらゆる角度から貴重な御意見を承ることができまうことは、本法案審査の上にも多大の参考となるものと、深く期待する次第であります。私は本委員会を代表いたしまして、御多忙中にもかかわらず、雨中わざわざ御出席くださいました公聴人各位に厚く御礼を申し上げますとともに、各位の忌憚ない御意見の陳述を希望する次第であります。

それではこれより御意見を承ることにいたしますが、各委員からの質疑は、議事の都合上、午前と午後に分けて、公聴人の公述が終つたときからとめてこれを許すことにいたしますから御了承願います。

それでは小田原末治君より御意見を承ることにいたします。小田原末治君。

○小田原公聴人 ただいま御紹介にあずかりました全国水道従業員組合連絡協議会委員長小田原であります。本日の公聴会におきましては、各団体の公述がございまして、私は水道事業の立場から、一言申し上げたいと思つてあります。

われ／＼水道事業に従事する組合員は、地方公共団体の中に属するといえ

ども、われ／＼の水道事業は、地方財政法によつて、交通、ガス、電気とともに特別会計とせられ、住民の税金には何ら関係なく、われ／＼の働きによつてまかなつておる次第であります。しかしこれは従業員の能率増進、サービス改善による増収によつてまかなう以外に方法のない独立採算制の事業体であつて、事業上の欠損は、水道事業みずからがそれをまかなつて行かなければならぬのであります。赤字に対してもわれ／＼は責任をもつてこれを解決し、現在においてはその利益の一部が一般会計に繰入れられているような状態でありまう。

次に労働関係を見ますならば、われわれ現業は、何ら民間産業とかわらない同一の労働条件にあるのであつて、事業そのものは企業性の性格を持つております。この点ですでに国鉄、専賣などにおいては、独立立法による公共企業体労働関係法によつて、労働組合上の権利があるにもかかわらず、われわれは政令二百一十号によつて、それらの労働条件あるいは既得権を現在御審されておるような状態でありまう。しかもその理由はただ単に、経営主体が地方公共団体にあるという一片の理由によつてなされておることは、われわれは断じて納得のできないところでありまう。今回地方公務員法の制定にあたりまして、閣議決定によれば、地方財政法第六條に規定する企業に従事する者は、附則によつて除外された形にならうけれども、この二年の間に幾

変化しまして、現在ようやく進歩的な考えを、いささか政府が持つて来たように考えられるので、別途の法律は、まだその内容がわかりませんから意見を述べることではできませんが、その立法はあくまで労働三法の完全適用を目途として考えなければならぬこと

は、われ／＼として当然のことだと考へておる次第であります。また政治活動についても、これは明らかに憲法に許されたわれ／＼の自由が、こうした一つの法律によつてほとんど禁止されるべきことは、われ／＼として断じて納得できないところでありまう。たとい公共企業体が全体の俸仕者としても、国民の一人として憲法によつて与えられた政治活動の自由は、あくまで保たなければならぬと感ずるものであります。しかし職責を濫用し、あるいはそうした一部の人があつたにせよ、これはそうした悪徳者を法律によつて縛りつけなければいのであつて、一部のそうした者によつて全体が一律に縛られるというのでは、これはまたわれ／＼として納得のできないところでありまう。地方公共団体といつても、今私が申し上げように、交通、水道、ガス、電気のように独立採算制をとつておる団体もあつて、あるいは一般労働者といつても、現場に働く、いわゆる土木、清掃、人、これは明らかに労働者であつて、労働三法を適用されることが当然であると考へるものであります。その他教育職員の方もありますが、これも

やはり一般の地方公務員として律することは、非常に疑義のあるものと考える次第であります。

われ／＼全国の水道事業に従事する組合員は、二年の長い間政令によつて手足を縛られ、せつかくできまうところの労働三法も適用され得ない状態にあることは、振りかへつて見るならばいささか労働運動としての行き過ぎもあつたかに考へておりますけれども、現在われ／＼がすでに民主的労働組合を結集し、日本の民主化をはかり得る今日にあつて、かかる無謀な地方公務員法が出されることは、われ／＼として断固として納得することのできないものであります。

以上述べました点を要約すれば、水道、交通等、地方財政法六條に規定する企業に従事する従業員は、当然一般地方公務員法より除外すべきものであつて、考へるべきであります。しかし労働三法の完全適用と政治活動の自由は、先ほども申し上げた通り、憲法に許されたその精神にのつとつて、平等に許さるべきであると思へるのであります。

われ／＼は以上の点に立ちまして、都市交通、全水連、自治労働、都労連、日教組、これら五団体は目的達成のために、断々固として闘つておることを表明いたしまして、簡単なが私の公述を終りたいと思ひます。

○前尾委員長 次は小林亮一君。
○小林公聴人 ただいま御紹介にあずかりました小林でございます。私は岩

手果の尾崎高等学校の教員として参りましたものであります。従つて一教員としての立場をいたしまして、本法についていささか意見を述べたいと思ひます。

御承知の通り、教育は青少年の人格養成ということに、非常に大事なところと思ひますので、その観点から申し上げたいと思ひます。従来教育者は、わが国においては非常に冷遇されてきたといつては語弊がありますが、非常にその地位が不安定であり、あるいはその地位が非常に卑下な点があつたと私は思つております。従つて教員というものを社会的な観点から見たときに、たとへば就職方面におきましては、職がないから教員になるという状態、教員の地位が低く見られてゐるのは、非常に遺憾であると思つております。従つて最近政府もこれに対して非常に目ざめて来まして、だん／＼と教員を優遇する、あるいは給与の方面においてのみならず、その他の面においてだん／＼とさういふようなことが講ぜられて来たことは、非常に私も感謝にたえない次第であります。そんなやうなわけで、教員は非常に地位が不安定であるし、あるいは冷遇されてゐる。さういふやうな立場で、社会的にあまり尊敬されない。ところが一面その職務たるや、非常に重要な立場にあります。教員はあくまでも青少年の人格を養成するといふやうなことで、密接にわが国の第二国民といひますか、その養成の上において非常に役立つ点が多いと思ひます。それで簡単に言ひますと、生徒といふか、児童といふか、生徒諸君は親の言うことより先生先生の言うことをよく聞くといふ立場にあらまうので、これはあるいは父兄の方にはちよつと失礼な申分かもしれませんが、うちで言うことを聞かない子供でも、先生の言うことはよく聞くといふやうなことで、結局先生の一言一動が直接生徒に影響するところは非常に甚大だと思ひます。それでは、たとえば選挙があるといふやうな場合に、あるいは学校を通じての選挙運動といふやうなことが、よく世間から非難の的になつてゐるところもあるのです。ある点においては地方によりましては、この点が極端に児童を通じてやられてゐるのじやないかしらといふやうな疑いが非常に持たれてゐるのです。ですから實際問題として教員としても非常にこの点が遺憾であると思ひます。あるいは一部の者が非常に行き過ぎて過般の参議院議員の選挙において、さういふ問題が起きて、児童を通じてやつてゐるのじやないかといふやうな点が、非常に非難の的になつたのですが、もちろんあつては事実において一部にあつたかもしれせん。ところがさういふ点は全体的に見て、いわゆる行き過ぎといふのであつて、一部の者をもつて多勢を律するといふやうなことがなきにしもあらずで、非常に遺憾な点もあつたのです。従つて今度の法案においても、できるならば教員という地位を確立するために、特別な法律を制定していただく、さうして教員は別個の立場でやつたらどうか、さういふやうな意見も持つてゐるのです。従つてこれは単に地方公務員法のみならず、教員という立場に特別な——これは給与の面においても、社会的地位の面においてもすべて教員というものは特別な法律で、

すべてを律しなくちやいけな、特別の法律という意味は、結局現在いろいろ不利な立場にある点を、もつと優遇して行かなくちやいけな、さういふやうなところから、これは単に地方公務員法ばかりでなく、給与の面においてもあるいは社会的地位においても、さういふやうなことをやつたらどうかしら、さう思ひましてこの地方公務員法を制定せられるにあたりまして、その点も重々含んでいただいて訂正あるいは改正なさつて、本法を達成せられんことを望む次第であります。

○前尾委員 次は輪違清次君。

○輪違公述人 私はただいま御紹介にあずかりました大阪府従業員組合の者であります。私が今日の公聴会に出て意見申し上げさせていただくゆゑんは、地方公共団体の職員の立場の中に、地方行政の責任の地位にない、純然労働者の立場を代表いたしまして、意見を申し上げたいのであります。

まず私どもの観点からいたしますれば、本法の第一條にその目的をうたつてございしますが、それによりまして本法を制定することによりまして地方行政の能率的かつ民主的な運営を目的としておられるのであります。この点はよくわかるのであります。第一條の目的を達するやうなことになるであらうかどうか、この点に多大の疑問を持つておるのであります。この法案の中で最も重要な点は、第三十六條の政治活動のほとんど禁止に近い制限でございします。もちろん国家公務員並びに地方公務員は、国民並びに市民に奉仕

する立場でございしますけれども、しかし労働基準法にうたわれておりますように、賃金によつて生活する者はすべて労働者でございまして、さういふ点においては十分に考慮を払うべきであります。ただ国家に奉仕し国民に奉仕するといふ立場でございしますので、若干の制限のあることはやむを得ません。たとえば地方公務員もしくは国家公務員で、自分の地位を利用して公の選挙において住民に影響を与えるといふやうなことは当然でございしますけれども、しかし憲法において保障された政治活動を、全面的に禁止するといふやうな措置は不当であると考えられるのであります。私どもも今靜かに振り返つて見ますと、戦争中の日本の官僚制度、地方公共団体の中におきますきわめて露骨な官僚主義の横行を見まして、その結果は遂に今次の大戦をも引起すことにもなつたのであります。今日新しい憲法がつくられました。国の機関並びに地方の機関は、やや民主化の方向にあるわけでありまして、しかしながらその民主化の度合いは決して満足すべきものではありませぬ。将来ほんとうに日本の官僚機構がもつと民主化するためには、少くも国もしくは地方公共団体の中における職員が、非常に優れた自覚のある程度にまで高まらなければ、決して日本の民主化といふものは達成しがたいと考えておるのであります。私どもは今日の段階におきましては、やはり民主化の過程にあるのを考慮されまして、政治活動の面におきまして点と相離れない程度の政治活動

の自由といふものは、与えらるべきであると考へておるのであります。たとえば端的に申し上げますれば、職場の中における政治活動、もしくは地位を利用して政治活動する、さういふ点は厳格に規定すべきでありますけれども、職場を離れて個人の立場に立つた場合には、さういふ制限を加へる必要は毫末もないと考へておるのであります。

次にこの法律の中で最も私どもが了解に苦しむ点は、広汎な地方公共団体の中には、いろいろな職種、いろいろな立場の人たちがあつてゐる。たとえば教育の關係に従事されておる教員の方々、もしくは地方の行政の中心におきまして、何ら地方行政の責任の地位にない、単に勤務を提供してゐる、この肉体的労働者に至るまでを、一律にこの法律によつて規定せんとし、おるのでありますけれども、このやうな画一的な方法でやられる場合に、さういふ結果が生れるであらうかといふことについては、政府の方はいまいかと考へておるのであります。教員の方々は地方行政の面には私どもの考へますところでは関連のないものでないかと考へます。さらにまた現場で直接つるはしを握り、スコップを握り、あるいは清掃もしくはその他の事業に現場で労働を提供する人たちは、地方行政の長である市長、知事、あるいはその下にある局長、課長、あるいはその下にある職員の下で、その指揮命令を受けて勤務を提供するにすぎないものであります。この点特に地方行政の責任ある地位であると申されまじやうか。このやうな者に対してまで一つ

の法律でくりまして、当然労働者として許さるべき労働三法の適用を除外されておるのでありますけれども、これらの点は私も何ともしも了解することはできないのであります。

私も今から約二十数年前に労働組合を結成いたしました。戦争のまつただ中に禁止されたのでありますが、私も二十数年前の労働組合運動の経験を持つておるのであります。かつて私も労働組合を結成したゆえんのもは、当時における地方公共団体の中において、私どもの地位を守るためには、どうしても労働組合の必要を感じたわけでありました。たとえば、私どもの上司と申し上げれば、ここに言われる一般職員の方でございまして、この人たちの監督下にわれわれはありまして、きわめて低劣な労働条件と、きわめて理解に乏しい職員の下で、事業を遂行するために非常に私どもの地位は不安定でございました。かつて日本の労働者の一番悪い点は、監督者の見とおる前では仕事をすることがある。これが日本の労働者の奴隷的根性でございまして、私も、戦後労働組合をつくりまして、このような誤った労働者の感覚、概念を掃するに、労働組合を通じて、労働者の基本的な権利とあわせて義務を遂行することに、組合運動の重心があると考へて参つたのであります。もしこの法律が通りまして、再び日本の地方公共団体もしくは国の機関に官僚主義がはびこりますならば、再び憂慮すべき事態が参りまして、そのためには職場の労働者は再び双軌的な根性になつて、このようなことが繰返されるとい

うことを、私も最も憂慮しておるのであります。この点は提案されました政府の方々に、その実情を十分にお知りを願ひたいのであります。

私も今申し上げましたような点から、少くもこの法律の中において第五十七條で申されておりますが、職務の責任と特種的な地位において云々という條項がありますけれども、さらにまた本法案をつくられた過程において、閣議決定の要綱の中には、地方公共団体の現場の特種的な職員については、国家公務員法との関連において、将来別途に考究するというふうな確認されておるやに聞いております。さらにまた本法案が本委員会にかけられまして、その審議の過程において漏れ承りますれば、これらのものについて政府の側においても、十分に考慮するというふうな言明がなされておるやに承つております。私もはるかに真に政府の側において、このような問題について真剣にお考えをいたさなければ、何がゆえにそのようなことを考慮しつても、このような矛盾したものを本法の中に一応入れるという必要があるのか。もし別途考究されるというならば、今日われわれは政令二百一号を受けておりますけれども、やはり労働組合の保護を受けておるのであります。従いまして、もし別途考究されるという御意思があらうでありますならば、当然これらの者たちに対しては政令二百一号のままで置いておいて、最も近き将来に早くこれらの者に対する適応した法律をおつくりになるのが、正しい行き方であらうかと考へます。要するに本法律はきわめて便宜主義的に——われわれの了解に苦しむような

便宜主義的な方法によつて立案されたという点に、われわれとしては多大の不満を持つてゐるのであります。どうか以上申し上げました点を、十分に政府並びに議員の方々は御考慮いただきまして、要約して申し上げますならば、日本の独善的な官僚機構の復活をしないために、日本の民主化の過程にあることをお考えいただきまして、不必要な政治活動の制限を一般職に加えていただくことは反対であります。さらに教職員並びに現場の單なる労働者を提供するというふうな若で、地方行政の責任的地位にない者まで、このような法で縛るという処置をお改めいただきたいことをお願い申し上げます。さらに別途考究されるということでありまして、別途考究されるということでありまして、やはり今日労働組合法の保護を受けておりますわれわれに対しては、ただ政令二百一号の制限はございまして、当然その処置がとられるまでは、現状のままに置いていただくのが当然であらうと思ふのであります。

さらに若干論議を申し上げますならば、今日四つの企業は除外されました。従前のままに置かれておりますが、これらの人たちに對しては、従前のままに置いておられるのでありますから、当然別途考究されるという立場の者は従前のままに置いて、早く立法措置をとられるのが、当然な処置であるかと私は信じております。私の公述はこれで終ることになります。

○前委員長 それでは次に内山岩太郎君にお願いします。

○内山公述人 私は神奈川県知事とい

うことで呼び出しを受けたのであります。たまたそれが知事の仲間での代表者という形であります。ところがこの地方公務員法の問題は、私もこの仲間の中では、寄つて論議するといふいとまがなかつたのであります。私、自然私が本日申し上げることは、私一個の意見であるといふふうに御了承を願ひたいのであります。ただ一つ、知事の全部であります。仲間の中でお話をしたときに出たことは、今度の公務員法で少しも気のきいたことがなくて、たといふ分子を追放するといふような場合に、今日までは法的根拠がなくて、あまいであつた。ところが今度はこれによつて法的根拠を与えられるといふことが、一つの進歩といふか明確になつたことであらうといふ程度であります。そのほかにもいろいろ反対の考へ方といたしましては、今度地方公務員法ができて、その中に人事委員会というもののや、公平委員会というふうなものができる。しかもその上に事務局というふうなものまでもできるといふことであるが、これは一体どこから金を出すのであるか、すでに地方では非常に財政の窮乏を告げております。人事についても相当各府県の相応の苦勞をいたしまして何とかやつておるのに、そこへ持つて来て今度こ

ういう巨大な機構を起して、たくさん金もかけ、事務所もつくらなければならぬが、どうしたことであらうか、まことにありがた迷惑であるといふことが、一応の議論になつたといふことを申し添えておきます。

そこで、私はすでに地方の知事として約五年おるのであります。知事としてはほんとうにしろとでありました

が、その間人事につきましては、一時官選の知事であつたことがありますが、その当時におきまして、人事の異動といへば、この人をどうもこういふことではいかぬから、こゝろを中央に持つて行きますと、三日か一週間の間に大体自分の希望するような人を探してくれたのであります。その当時は官僚であるとか、あるいは組織がどうであるとかいふことは別といたしまして、そういう便利なことがあつたのであります。ところが公選になりましたら、人事について、一人の部長をどうもぐあいが悪いからかえたい、こゝろ思つた場合に非常に苦勞をすのであります。三月かかつても六箇月かかつても、なか／＼その処分がつかないことがあるのであります。すなわち現在の部長をどこへ持つて行くか。休職させるわけにも行かなければ、退職させることもぐあいが悪い。どこかにいふことがないかといふことが第一の問題であります。

その次にその出て行つたあとをどうするかといふことになりまして、また一つの大きな問題が起るのであります。それといふのは、私の県は御承知の通り日本で言えば比較的上位にあるために、部長といふのは大方他の地方において一度ないし二度部長を勤めた人を採用する風習あるいは傾向にあつたのであります。私も平素県の部長にはあなた方は県の部長であるけれども、団体としては、あなた方は中央の大臣に相当するものである。その部門については最高の責任者であるといふことを言つておるくらいであります。

ので、部長の人選については、さういふに骨を折るのではありませんが、さういふ際に公選になつてからは、非常に苦勞を續けております。これはおそろくほかの地方においても同様であらうと思つております。さういふことでありますので、今度さういふ地方公務員法ができて、どういふことになりましか、十分に考える余地がまだないのではありませんが、たださういふ大きな公務員法を握つて受ける印象は、これはえらいことになつたものだ、さういふ感じであり、さういふ中を讀んでみると、知事は何かしら密木細工の上に乗つてられたさういふふうになるのであります。何となれば最高の責任者は県においては知事であり、それは人が死んでも生きて、騒動が起きて、食つても食えないでも、どんな場合におきましても、責任がさういふとなかろうと第一に来るのは知事であり、国内におきましても、外国に關しても、まず第一に知事を出せ、さういふのであります。その際に自分の使うところの、自分の補助機關をまつたく自分とかけ離れたさういふ委員会にお願いして、そこで何とかやつてくださいといわなければ、自分の使いたい人という人が出て来ない。さういふ人があるさういふに私は思ふのであります。知事というものの権限というよりは、責任というものを、何かしら非常にかつ離れた方に持つて行かれてしまふのではないか、さういふ感じがするのであります。

またその中で、前には國家警察の問題で公安委員をつくりました。私もその果は幸いにせずか三人でありますけれども天下に誇り得る公安委員を持つておりました、從來一人も交代いたしませんで、今日でも依然として長谷川如是閑という人を筆頭といたしまして、非常に有数の老人を持つております。とにかく公安委員としてつづける人を持つておりました。それで今度ここにあります人事委員の選考につきまして、何でも人事委員は「人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的の能率の事務の處理に理解があり、且つ、人事行政に關し意見を有する者のうちから」とさういふことが書いてあります。さういふ人を選考するに自分自身で使う——あるいは使つてという語弊があり、補助機關として、私どもの責任あることをおまかせしようという人たちは頼んでもらう、その審査官であり、採用官であるその委員会にさういふむずかしいことが書いてあります。さういふ人とはほんとうに見つかるべき、こんな人はほんとうに見つかるべきであります。私は非常に心配であります。大体今日におきましては、私どもの方では、人事についてだけれども、私どもも同じでありますけれども、非常に注意を払つて仕事をしております。最近におきましては、人の問題では大體能率が上らぬ人——戦後においてはさういふ人々——なふしだらにする者が出て来る。これは結局昔の官吏であります、現在の公務員の教養が足りない、訓練が足りないといふことから来ておりました、一生懸命訓練と研修に努力をいたしておりました。これはさういふ果でも、自分の力の及ぶ範囲においてやつておるのであります。たとえば九州とか、あるいは鳥取県とかあつたところ、ほんとうに

研修をしようというときに、東京からつづばな学者を呼んで講師とすることができましようか。これはできないのです。みんな各県で人事委員をつくつて、そこで研修をやるさういふ骨を折れさういふに言われても、おそろくできぬだらうと思ふ。結局その地方に適應する程度のものでせぬ。さういふと結局東京その他の中心地で、つづばに研修を終えた人を連れて来るということになると思ふ。これは從來の経験であります。さういふことがあり、不得手とするこの公務員法について、私の申し上げたいことを簡単にここにまとめてあるので、申し上げますが、人事委員会を必要とすることは、現在の段階においては莫大な費用を要し、かつ無用の騷擾を起すことが容易に想像せられるので、かつ各県との均衡を失する等の關係もあり、屋上屋を重ねること等深く考へられるので、法律の目的を円滑に推進するために、法案によるところの公平委員会、これに準ずる機關は、設けてもらふことはけつてうであります。しかしながら人事委員会というものは、私どもは今すぐいふことには非常に難色を感じるものであります。

それから人事委員会の事務局であります。近代的公務員制度の実施にあつて、専門的人事行政機關を設置することの必要は、今さら冗言を要しないところであり、しかしこのことは専門的勞務管理實施機關の必要性を強調することであつても、管理者とは獨立した別個の行政庁の設置を正当づけるものではないと思ひます。眞實運動の阻止とか、その他の民主的人事行政の實施は、管理者のもとにおいて、行政機構によつてもその目的を達成するものと確信いたします。あるいは各任命権者がそれ／＼独自の政策を行つたのでは、同一地方公共団体において、統一された人事行政が行われないといふ説があるかも知れませんが、しかしこの点は地方公共団体の首長として知事の持つ統轄権といふものが重きをなすべきであつて、知事の管理する人事部局において措置するすれば、これで十分だと信じます。職員の利益擁護のため使用者とは離れた中立的な機關の存在が必要なのは言うまでもありませんが、これは人事部局が公表するところの資料によつて、公平委員会が中立的な立場において判定を下すことによつて、解決ができるのではあります。さういふように公平處理の機關としての委員会制度は保護され、ある程度職員の利益は保護され、と考へます。いかにさういふ企圖も、県民の財政負担から遊離した制度では、公務員制度として推薦することはできない。給与問題については言ひ及ばず、福利、勤務條件あるいは進歩的公務員制度實施のための事務費についてさえ、各省における——いわゆる東京の各省における經費の不足のため、人事院の計画についてさえもつて行けないといふのが、國家公務員の現在の実情であります。さういふ理由から、公平處理の事務を除くすべての人事行政は、統括権者としての知事において実施することと定めることが、私どもの希望であります。これはどこまでも知事の立場であります。市町村といふことに今私は言及しておりません。

それから特別職の範圍であります。が、都道府県知事はその補助役といつておりました。副知事及び各部長を持つております。その実態は、あたかも中央政府における閣僚の地位に相當するものであります。これらの部長の者は行政技術者としてよりも、政策決定に關与するといふ性格の方が強いものがあります。なるほど職員自身の保障の観点から見れば、一般職として法の保護を受けることが望ましいかも知れない。しかしながら更迭をしない、新しく選任された新知事のもとにおいて、事務に堪能の一事をもつてのみ、これらの職員がはたして知事との間に強固なる身分的親帯を保つ、その職にさういふことが可能であらうか。近代的公務員制度をい早く確立いたしましたアメリカでも、必ずしもさういふことにはなつておりません。アメリカで現在メリット・システムといふて、昔はたとへば外國の公使なんかになるときに、大統領の選挙に應援をしてくれたからといふて、宿屋の主人公などを出したことがありますが、おそろく国内政治においても同様なことがあつたのではないと思ひます。さういふことがあつたと思ひます。行政的にもアメリカが進化して参りまして、最近ではさういふ技術的なものにしてさういふふうになつております。ことに地方行政、ことに市町村については、市町村の行政は技術的であるといふ方面から、現在におきましては特にマネージャー・システムなどといふものをもちまして、事務はどこまでも事務屋といふことでやつております。これは一つの市町村について非常に尊重されるところであります。し

かしながらアメリカのステートについて、必ずしもそうなっておりません。一般に申し上げて、財政的の方面で特に専門家を必要とするというようなことから、たとえばニューヨーク州などではせつかつたところの大学の優秀な学生をあらためて大学に送つて、そうして州の財政を切盛りさせるための財政的な専門家を養成しているところもあります。そのほかまた地方によりましては、特に技術家を養成する、専門的な技術家を——昔でいえば日本の有資格者を意味するのであります。が、そういうものを訓練しているところもありません。しかしながら日本のように各地方に人事委員会をつくつて、それが一手にその県の人事を引受けてやるというような機械的なものは、私は露骨にして聞いておりません。大体日本で、地方自治にいたしても自治といながら、一本のわくで、大きな都市も小さな都市も、村にまで同じ規則をあてはめるといふところに非常な危険があり、せつかつたのいいものも悪くなる危険があるのであります。あだかもしきれいなつばなモーニングでも、りつばな大きな人に着せればいいものを、子供にそれと同じモーニングを着せると何かポンチ絵のようになるというふうな結果にはほしくないかとおおきまして、私は画一的な法律ということを非常におそれております。そこでただいまの特別職の問題であります。特別職の範囲に次の一項を入れてほしいのであります。それといふのは、地方公務員法の一部であります。が、そこへ地方自治法第五十八條第一項に規定する都道府県の必置部局の

長であつて條例に定めるもの、こういうものだけは裁量ということにできない、選挙といふことになつてもよろしいといふことであらうと思ふのです。それから試験制度については平等取扱いの原則、及び能力の実証、すなわち原則として競争試験によるとする原則を高く掲げている。平等取扱いの原則については、憲法第十四條の規定がある以上、法的にも当然平等の取扱いをすべきは論をまたない。また能力実証主義についても法の明文こそないが、近代的人事行政の裏面からいいたしましと、競争制度の導入は必要なことであると思ふ。但しこれが実施、導入の方法、技術等においては、相当の考慮が払われなければならない。その点同法第十七條第三項にも「人事委員会の定める職について人事委員会の承認があつた場合は、選挙によることを妨げない。」といふたしてありますが、一々これを人事委員会の承認にまたなければ選挙ができないといふのもどうかと思ひますが、しかし少くともこういう條文があるので、一応無事だと思ひます。また第二十條にも「競争試験は、筆記試験により、若しくは口頭試験及び身体検査並びに人物性行、教育程度、経歴、適性、知能、技能、一般的知識、専門的知識及び適応性の判定の方法により、又はこれらの方法をあわせ用いることにより行ふものとする。」とあるから、これら大幅に考慮に入れて、実施運用して行かなくてはならぬものと思ふのであります。それは理念的には否定されなくとも、人事行政は生活感情をも考慮に入れて運用されなければならないし、試験方能

より生ずるところの勤務能率への影響、いわゆる熟練職員への志氣の影響、まして政策決定職である部長等を一時期的競争試験によつては、人格という必須の要素を判定することは困難である。試験方法は技術の向上と一般の生活感情の変化と相まつて、漸進的に導入をせざるを得ないと思はれるのであります。すなわち今日においては、試験制度といふものに並行して、選挙といふことに重きをおいて——決して私どもは独断専行とか、あるいは情実にとらわれるとか、あるいは党派によつてどうするといふことになしに、どこまでも選挙といふことを、相当強く認める必要があると思ふのであります。

いづれにいたしましても、今のむづかしい公務員法について、私は技術的にこれ以上申し上げることはありませんが、特に議会にお願ひいたしますことは、私どもが現在地方財政、地方自治といふことが一番大事なこと、この公務員法といふものも結局は地方自治といふものを確立させるというための一つの手段であらうと思ふのであります。その際これを現実に行つていくといふことになりますると、どうしてもこれは財政的手腕といふものがなければいかぬと思ふのであります。しかるに非常にいいことであるからといふて、議会において多数の法律をおつくりになる、その結果どういふことになりましかつといふと、一方においては何か国会でそういうものをつくつた場合には、それに具合ところの財源を付すべきものであるといふ規則は、確かにつくつておいでになるのでありますけれども、その規則を履行

すること、現在盛んに革命的な法律規則をどん／＼とお出しになるその間には、相当の懸隔があるのであります。一方に規則をおつくりになるときは、これはいいことであるからといつておつくりになり、しかも一方ではそういう場合には金を出してやらなければならぬといふ規則もおつくりになつておられますけれども、前に出しておられるところの、金を渡すべきであるといふことは、もうそのときにはお忘れになりまして、新しいことをどん／＼おつくりになる。そうなりますと、一体それはだれが実行するか、実行の責任はだれかといふことになるのであります。いいことであるからこれをやらないといふと、やらないのは知事であり市長である。それがけしからぬといふように聞えるのであります。しかしながらかんじんのそれを行つてこの財源がなくて、手品をやれといふやうなことになつて来るのであります。これは私の責任の帰趨が非常にむづかしいと思ひます。また人事委員会においても、おそろくそういうことが起りはせぬかと思ふ。私どもの方に、あるいは各地方に人事委員会というつばなものがつくられて、そうしてこれがどし／＼いいことを勧告される。現在、私どもは職員組合のほかに、共済組合といふりつばな組織をもちまして、十分に県職員の希望を達成させるやうに努力しております。そうして各地方ともその能力に於いて相当の施設をしております。最近私はそういう方面の責任を持つておるために、多少地方を視察しておりますが、その意味におきましては、かつて職員組合に要求されて、これを出せ、出さなければ

承知しないといふようなかつこうでいじめつけられたところの知事や、その他の市長の態度とかかりまして、共済組合に關しましては、ほんとうに一心同体になつて、お互いによくして行こうという気持で、設備を改善してやつております。そういうときにあらためてまた人事委員会といふものをつくつて、そこであつた方がいゝ、こうした方がいゝというやり方で、一つの理想案が出ましても、ほんとうにこれを実行するための財源が伴つておりませんければ、またそこに一つの大きな問題が起ると思ひます。中央におきまして人事院と中央政府との間にとき／＼いゝ／＼なことがあるのを私どもは見えております。人事院はとき／＼ぼつ／＼ぼつ／＼議院が何にかよい案を、待遇案を出しておるようでありますが、それが何かしらうまく行かぬので、困つていゝ／＼に聞いております。それが地方々々で起つたならば、せつ／＼／＼きた人事委員会の権威にもかかりましよう、おそろくしつかりしたりつばな人が人事委員になつても、こんなことじやごめんこうむるといふことでやめられると思ひます。また知事も市長も、そのために一々能力があるのかどうか問題になりはせぬかと、私はおそれるのであります。そういう意味におきまして、この法案はたいへんいいところがあると思ひますけれども、いゝところがあるからといつて、どん／＼出されてもそれだけでは落さないのではありませんから、どうぞその意味におきましても、国会の方々は慎重にお考えになつた上で、お通しになるのはけつ／＼／＼でございますが、お通しになるときはこれの実行のできるやうにお願いを

いたしたいと思ひます。

○前尾委員長 それでは小田原、小林、輪達、内山四君の公述に対して質疑を許すことにいたします。

なお公述人の方々に申し上げます。公述人は委員に質疑することはできないことになっておりますので、あらかじめ御了承願ひます。

○久保田委員 こちから質問をいたします。前に、委員長にもよつと注意しておきたいと思ひます。この間、委員の答へであります。その答へは、単に純な労働者を保護するためにこの法律を適用するのである、こういうふう

お尋ねしたいと思ひます。神奈川県にも県庁職員組合があるということでありまして、今までの職員組合と知事さんとの間に、折衝があつたと思ひますが、こういう組合ではないのであります。地方公務員法をつくりまして労働三法の適用を除外いたしませんと、これでは知事としての仕事がかつて行けないというふうにお考えかどうか、お考えでございましたら具体的に例をおあげ願ひたいと思ひます。

○内山公述人 お答えいたします。県庁の職員組合は大体において全国の職員組合に加盟しております。そのため

に、心ならずも全体の運動に参加してあるために、特殊の行動をとつたことがあるようにあります。しかしながら、県職員組合独自のふるまいとして私自身がこれは困つた、こういう行き過ぎは困るであらう、解散せよとかあるいはどうしなればいかにぬといふに考えたことはございません。

○立花委員 そうしますと、知事さんといふことも、さういふ地方公務員法をつくり、いまさら県庁職員組合から労働三法の適用を除外する必要はお認めにならないといふふうに解釈してよろしいと思ひますか。

○内山公述人 私の県に關する限りは、それほど痛切に感じてはおりません。

○立花委員 どうもありがとうございます。次に職員の給与の問題でございますが、現在の県庁の職員の方の給与について、どうお考えでございませうか。これ十分やつて行けるとお考えでございませうか。特に下の方、独身の方、肉

日から非常に苦しいということを承つたのであります。さういふ点で知事さんは現在の職員の給与について、どういふふうにお考えになるか。またその解決の方法などにつきまして、お考えがございましたら、あわせて伺つておきたい。

○内山公述人 私は、現在の給与で十分とは決して思つておりません。これは必ずしも下の方ばかりではございせん。全体の職員、私自信もその中に入ると思ひます。なぜならば、私自身

の給料から言へば、月給をもらうときに半分の政府に持つて行かれるのであります。しかも年末になりましてと組合調整というて、思ひもかけぬものが参りますので、とうてい余裕がないといふ状態でありまして、もとより下の方はもつと窮乏であらうと思ひます。しかしながら、戦争以後今日まで大へくと金を延ばして参りましたけれども、さればといつてこれ以上どうしても金をとらなければ治まりがつかぬといふことではないのみならず、さうすべきものではなかつたと思ひます。私どもはここでできるだけがんばつて、さうしてだん／＼と浮き上つて行くようにしなければならぬと思ひております。

従つて、県に關する限りもとよりたくさんあげたいと思ひけれども、できるだけ県の施設におきまして、困る人が困らぬように、病人があつた場合にはこれを助けられるように、何か不時の災難があつた場合に、これが本人の将来の赤字になつて、要するに芸者の借金というふうなことになるように、極力共済組合その他のものを運用いたしまして、落伍者の起らぬように努力しておるわけでありませう。これは

現在の状態としてやむを得ないことであらうと思ひます。

○立花委員 話が非常に具体的になりまして、恐縮でございませうが、さういふ／＼な共済組合あるいは医療施設等の御努力はいつころだと存じますか。年の額を控へまして、はたしてさういふ苦しい給与状態のままで年の額が越せるかどうか。また最近朝鮮筆を契機といたしまして、年末の物価の上昇などを考へまして、このまま給与の問題をほうつておいて、はたしてさういふ／＼な共済組合などの、それだけの施設をやつて行けるかどうか。この点はさういふふうにお考えでございませうか。それからそれに対しては、政府の方で、吉田さんあたりは、地方は金がまだ節約できるのだから、それで何とかやつて行けといふふうな

お考えでございませうが、さういふ点について知事さんはどういふふうにお考えでございませうか。その対策もあわせて伺ひたいと思ひます。

○内山公述人 これは非常にむづかしい問題でありますけれども、これは實際の問題で、しかもわれ／＼の困つてゐる問題でありますので、お話を申し上げたいと思ひます。

従来は、どの庁でも同じでありますけれども、年末には大概一月分といふものは余裕があつたものであります。しかるに最近の財政の組み方、そして地方行政その他に対する中央の措置がだん／＼と、きゆう／＼になつて参りました。さういふ場合に一文の余裕もないような組織になつて参つたのであります。ことに本年は皆さんも御承知の通り、地方税法が非常に遅れて国会を通過したので、地方財政収人に

大きな異常を来しております。その他税制の改正によりまして、税の収入がはつきりと押えられて、増税あるいは新税というふうなものを超す余地もなけれども、また徴収増を見込むといふこともできない状態になつておりますので、すべての地方の自治体のさいふは、年末、年度末を控へて、からつぽ、あ

るいはからつぽ以上のマイナスになつております。さういふ場合に、どうしても職員の給与は上げて行きたい、また年末の手当も出してあげたい、さういふ気持から私も、しきりと九月以来全国のものが集まりまして、知事ばかりではございませぬ、市長も町村長も、また地方の議會も同じ気持ちになつて、何とか中央からせわしてもらへぬものかといふことを交渉しておるものであります。これは、私どもの地方の予算といふものが、非常にはつきり今度を出ておりました、余分がない。さういふ新しい問題が出て来るのであるから、どうしてもその分はくださないと

うことでやつておるのでありますけれども、ただいまその点については、わづかに三十五億、しかもその中にはいろいろなほかのものが入つておるといふやうなうわさもあつて、要するにわづかに三十五億をもつて、これでやつて行けといふやうな話があるものであります。それがすでに議會に持ちながらこの根本を察してみますと、従来皆さんの方で御決定になりました法律、あるいは政府で出されたところの政令によりまして、地方負担となつておるもの、しかも平衡交付金という新しい措置と、起債のわくがはつきりきまつてから、あとで起つたところのい

大きな異常を来しております。その他税制の改正によりまして、税の収入がはつきりと押えられて、増税あるいは新税というふうなものを超す余地もなけれども、また徴収増を見込むといふこともできない状態になつておりますので、すべての地方の自治体のさいふは、年末、年度末を控へて、からつぽ、あ

るいはからつぽ以上のマイナスになつております。さういふ場合に、どうしても職員の給与は上げて行きたい、また年末の手当も出してあげたい、さういふ気持から私も、しきりと九月以来全国のものが集まりまして、知事ばかりではございませぬ、市長も町村長も、また地方の議會も同じ気持ちになつて、何とか中央からせわしてもらへぬものかといふことを交渉しておるものであります。これは、私どもの地方の予算といふものが、非常にはつきり今度を出ておりました、余分がない。さういふ新しい問題が出て来るのであるから、どうしてもその分はくださないと

うことでやつておるのでありますけれども、ただいまその点については、わづかに三十五億、しかもその中にはいろいろなほかのものが入つておるといふやうなうわさもあつて、要するにわづかに三十五億をもつて、これでやつて行けといふやうな話があるものであります。それがすでに議會に持ちながらこの根本を察してみますと、従来皆さんの方で御決定になりました法律、あるいは政府で出されたところの政令によりまして、地方負担となつておるもの、しかも平衡交付金という新しい措置と、起債のわくがはつきりきまつてから、あとで起つたところのい

大きな異常を来しております。その他税制の改正によりまして、税の収入がはつきりと押えられて、増税あるいは新税というふうなものを超す余地もなけれども、また徴収増を見込むといふこともできない状態になつておりますので、すべての地方の自治体のさいふは、年末、年度末を控へて、からつぽ、あ

るいはからつぽ以上のマイナスになつております。さういふ場合に、どうしても職員の給与は上げて行きたい、また年末の手当も出してあげたい、さういふ気持から私も、しきりと九月以来全国のものが集まりまして、知事ばかりではございませぬ、市長も町村長も、また地方の議會も同じ気持ちになつて、何とか中央からせわしてもらへぬものかといふことを交渉しておるものであります。これは、私どもの地方の予算といふものが、非常にはつきり今度を出ておりました、余分がない。さういふ新しい問題が出て来るのであるから、どうしてもその分はくださないと

うことでやつておるのでありますけれども、ただいまその点については、わづかに三十五億、しかもその中にはいろいろなほかのものが入つておるといふやうなうわさもあつて、要するにわづかに三十五億をもつて、これでやつて行けといふやうな話があるものであります。それがすでに議會に持ちながらこの根本を察してみますと、従来皆さんの方で御決定になりました法律、あるいは政府で出されたところの政令によりまして、地方負担となつておるもの、しかも平衡交付金という新しい措置と、起債のわくがはつきりきまつてから、あとで起つたところのい

大きな異常を来しております。その他税制の改正によりまして、税の収入がはつきりと押えられて、増税あるいは新税というふうなものを超す余地もなけれども、また徴収増を見込むといふこともできない状態になつておりますので、すべての地方の自治体のさいふは、年末、年度末を控へて、からつぽ、あ

るいはからつぽ以上のマイナスになつております。さういふ場合に、どうしても職員の給与は上げて行きたい、また年末の手当も出してあげたい、さういふ気持から私も、しきりと九月以来全国のものが集まりまして、知事ばかりではございませぬ、市長も町村長も、また地方の議會も同じ気持ちになつて、何とか中央からせわしてもらへぬものかといふことを交渉しておるものであります。これは、私どもの地方の予算といふものが、非常にはつきり今度を出ておりました、余分がない。さういふ新しい問題が出て来るのであるから、どうしてもその分はくださないと

うことでやつておるのでありますけれども、ただいまその点については、わづかに三十五億、しかもその中にはいろいろなほかのものが入つておるといふやうなうわさもあつて、要するにわづかに三十五億をもつて、これでやつて行けといふやうな話があるものであります。それがすでに議會に持ちながらこの根本を察してみますと、従来皆さんの方で御決定になりました法律、あるいは政府で出されたところの政令によりまして、地方負担となつておるもの、しかも平衡交付金という新しい措置と、起債のわくがはつきりきまつてから、あとで起つたところのい

大きな異常を来しております。その他税制の改正によりまして、税の収入がはつきりと押えられて、増税あるいは新税というふうなものを超す余地もなけれども、また徴収増を見込むといふこともできない状態になつておりますので、すべての地方の自治体のさいふは、年末、年度末を控へて、からつぽ、あ

るいはからつぽ以上のマイナスになつております。さういふ場合に、どうしても職員の給与は上げて行きたい、また年末の手当も出してあげたい、さういふ気持から私も、しきりと九月以来全国のものが集まりまして、知事ばかりではございませぬ、市長も町村長も、また地方の議會も同じ気持ちになつて、何とか中央からせわしてもらへぬものかといふことを交渉しておるものであります。これは、私どもの地方の予算といふものが、非常にはつきり今度を出ておりました、余分がない。さういふ新しい問題が出て来るのであるから、どうしてもその分はくださないと

うことでやつておるのでありますけれども、ただいまその点については、わづかに三十五億、しかもその中にはいろいろなほかのものが入つておるといふやうなうわさもあつて、要するにわづかに三十五億をもつて、これでやつて行けといふやうな話があるものであります。それがすでに議會に持ちながらこの根本を察してみますと、従来皆さんの方で御決定になりました法律、あるいは政府で出されたところの政令によりまして、地方負担となつておるもの、しかも平衡交付金という新しい措置と、起債のわくがはつきりきまつてから、あとで起つたところのい

大きな異常を来しております。その他税制の改正によりまして、税の収入がはつきりと押えられて、増税あるいは新税というふうなものを超す余地もなけれども、また徴収増を見込むといふこともできない状態になつておりますので、すべての地方の自治体のさいふは、年末、年度末を控へて、からつぽ、あ

るいはからつぽ以上のマイナスになつております。さういふ場合に、どうしても職員の給与は上げて行きたい、また年末の手当も出してあげたい、さういふ気持から私も、しきりと九月以来全国のものが集まりまして、知事ばかりではございませぬ、市長も町村長も、また地方の議會も同じ気持ちになつて、何とか中央からせわしてもらへぬものかといふことを交渉しておるものであります。これは、私どもの地方の予算といふものが、非常にはつきり今度を出ておりました、余分がない。さういふ新しい問題が出て来るのであるから、どうしてもその分はくださないと

とはあたりまえであります。こうなつて来ると、また議會の方にも影響を及ぼして来るのでありまして、こういうものを一つつくと、その結果は相当重荷になることは覺悟しなければならぬ。従つて私どもは、時間が十分ありません。知事の中でやはり十分協議いたしまして、団体としての態度もきめるべきでありますけれども、私はただ一人の知事として、私の考えを申し上げたのであります。

○立花委員　お話を承りまして、知事さんとしては地方公務員法にはあまり積極的な賛成でない。かえつて現在の反対だといふふうに私どもは解釈するのであります。地方公務員に対して、全体の知事會議として、何ら結論が出てないとおつしやいましたが、これは重大な問題でございまして、やはり他の知事もあなたと同じような考え方、あるいは立場におられると思ひますので、特にまた給与の問題、平衡交付金の問題等につきましては、利害がまつたく一致しておりますので、ともどもにこの懸念を葬るよう御運動をお願いしたいと思います。

○大矢委員　内山さんにお聞きしたいのですが、内山さんはせんだつて来アメリカに地方行政の觀察に参られました、いろ／＼見学になつたことと思ひますが、この法案に盛られておる――先ほどあなたの前の公述人から申されました單純勞務、並びに筋肉勞働者となつて申しますか、そういうものも合せて、こういう公務員法としての保護なり、あるいはそれ／＼義務づけられたようなことがアメリカにもあるかどうか。私はせんだつて神戸さんに聞いたので

ありますが、不幸にしてそういうことは聞いて来なかつたというが、あなたは特に現場の人で、実際に知事をされておられ、こういう点は専門に調べて来られたと思いますから、一応お聞きしたいと思ひます。

○内山公達人 御質問は恐縮であります。私が、私は初めに申しましたが、アメリカでは一般共通的な法律で、全州に及ぶという様な規則は、こういう公務員などにはなかつたと私は記憶しております。実は今日陳述のときに遠慮したのでありますが、私自体は、県などの場合は、公営企業等に関する問題はありますけれども、これは比較的数字が少いのであります。従つて私はどうせこういうものをつくるならば、できるだけ同じ県の規則の中に入れて、そして互いに同じ方法で保護をし、便宜をはかるべきかと考えております。しかしながらアメリカで共通なものがあると思ひません。中にはそういうものをに入れておられるところもありましようが、そういうものに入つていないということもあると思ひます。なお職員組合についても、私は今の現場のほんとうにこまかいことについては調べておりませんが、職員組合などについて私には多少は聞いて参つたのでありますが、日本のように、職員組合に入らなければ県の職員でないぞというやうなことでなしに、きわめてゆつたりした仕組みになつておられるようでありまふ。従つてただいま御質問の点も、場合によつてはそういうものを入れていくところもありましようが、さればといつて、そういう共通のものはありません。こういう御返事しかできません。

○大矢委員 先ほどの公述の中で、一萬数百からある町村なり、県にも同じやうな画一的な立法で律するということとは、どうも不合理だと言われたが、私どもは反対だ。なおこの人事委員会というものをつくつて莫大な費用もかかるが、その経済上の裏づけのない委員会というものはかえつて迷惑だ。いろいろ立花君から質問がありました。大体この法律はつれなくともよろしいというふうには私は聞いたのです。なお特に職員を保護する目的をもつてこの法律ができたというのです。が、先ほど来のお話によりますと、あなたの方では職員組合の方とスムーズに行つておつて、特に共済制度なんかは完備して、何らの不自由もないというところであります。私が、私もまた二十三年の七月あのマ書簡が発表された後における組合の状態というものは、非常にかわつて来ておられると思ひますが、内山さんはどう考へておられるか、その点もお聞きしたいと思ひますが、そういうかわりつある健全な労働組合と、直接理事者との間に話ができ、そこが円満に行けば、こういう複雑な、アメリカのものを一々借りて来て、こういうものをしなくともいいと思ひます。先ほど来のお話の御意見も大体そういう御意見だと思ひます。特に任命権者として教育委員会なり、公安委員会なりがあり、いろいろの人がかかつて任命されて、責任だけ知事が負わなければならぬといふことは、まったく困つてゐる。であつて、私どもも思ひます。法律はつくらなくても今の現状でいいというふうな考へておられるよう

であります。大体現状でいい、そんなことをするならば、もつと金をよけいれて裏づけなければ、これだけこしらえてもらふのは困るということになるのではないかと考へてゐる。そういうことについての結論をお願いいたします。

○内山公達人 私の話し方がそういうふうにお受け取りになります。おそろく私のほんとうの考へがそうだったかも知れません。しかしやはり私は、初めに申しましたが今度のこの法案でとりどころがあるとすれば、今まで根拠のなかつたものが、法律的に根拠ができた、こういう点はいじやないかと存じます。これは金がかかりませう。(笑聲)でありますから、そういうことはけつこうであります。

○鈴木(幹)委員 その点で内山さんにもう一ぺん念を押しておきたいと思ひます。なるほど画一的なものがアメリカにないといふことはよくわかつております。それから人事委員会その他の諸経費が、この法案に裏づけされておられないといふこともよくわかつておられます。それで今のお尋ねと重複をいたしますが、それならば全体として地方公務員法といふものは、この裏づけがない限りは、ない方がよろしいか、あるいはその裏づけの方法を講ずることによつて、この法律案を成立せしめる方がよろしいか、私も一、二の点におきましては若干不満な点を持つておるのでありますが、全体の価値判断としてこの法律案を成立せしめる方がよろしいか、あるいはそれを成立せしめない方がよろしいか、この見解を大局的に承りたい。

○内山公達人 これは條件つきであります。もし財政その他の裏づけがあることであれば、それはせつかくのことでありまふ。おつくりなつたらよからう。何となれば、昔は官吏服務紀律というやうなものがあつて、一応これによつて官吏といふか、公務員の気持といふものは、はつきりしておりました。ところが戦後におきましては公務員といふものは、官吏から公務員になつたところ、昔から公務員であつたところ、いずれにいたしましても、相当乱れた気持になつておること、相違ありません。これを引締めるためにどうしても一つの準備といふか、繩が必要であるかも知れません。そのためにはこの法規は役に立つと思ひます。しかしながら必ずしもこういう込み入つたものでなくとも、またあえて金をたくさん使わなくてもできるのではないかと考へております。しかしながら私は不幸にしてこれに対する具体案を持つておりません。それだけの準備をしておりません。これだけ申し上げておきます。

○門司委員 ちよつとそのことで、政治活動が適用されてない点と、政治活動が非常に大幅に制限されていふことを、実には影響を持つておられる。時間もありません。さつきの知事のお話では、その方面は賛成だといふふうな聞きとれるやうな御答弁であつたので、主として今知事が心配されておられます人事委員会の設置の問題であります。これはさつき知事も地方自治法百五十八條の規定を引用されたのでございませうが、百五十八條の規定の中に、総務部の中に、職員の進退あるいは待遇に関して、これをつかさ

どるといふこと一番先に書いてある。そういたしますと、この法律の條文と、この人事委員会の職権とが衝突する危険性があるといふふうに、知事は考へになつてゐると私は思ひます。が、そうすると、地方自治法の百五十八條の規定はこのまま残しておいても、運用上さしかねないといふやうなお考へであるのか、あるいはこの法律を何とか改正をするやうな必要が生じて来るのだといふやうなお考へであるか、これは政府にも一応この点は聞きたださなければならぬと思ひます。が、ここで機関ができたために、この法律で定めた事項と、人事委員会の機構とが衝突するやうなことは、非常に迷惑すると思ひます。この点をひとつお聞かせをお願いいたします。

○内山公達人 私はその点は、たとえば教育委員会といふものは、そのために全体をおまかせしてさしつかえない。警察の問題もさしつかえない。けれども県の人事の問題は、自分が使う人である。使つてと言ふ語弊があるが、私と一緒にやつて行くといふ、まづ私と一体になるものである。それをほかの人にお願ひして、それでもよいのだといふわけには行かぬ。いくらか人事委員会ができました。何ができました。県として人事課を持たなければ、県としてはやつて行けません。私のところどころ事件が起きた。県の職員にどうぼう事件が起きた。人事委員会へ持つて行けと言つて、知事は決して責任を免れません。いや、あいつは非常に悪いやつだ、人事委員会をつくつてやつたのだ、そんなやつは人事委員会へ持つて行つてとかりかえて来いと言つては済まされませ

ん。結局知事の責任であります。従つて私はこれによつて県にある人事に關するものをやめてしまふ、抜きにするといふふうには、どんな人が何と言つても、考えません。

○門司委員 そういたしますと、第五十八條の二項の、總務部の中の、職員、の進退及び身分に關する事項というのは、このまま存続しておく方がよいといふのですか。

○内山公述人 私もそう考えております。

○立花委員 大阪の輪達さんによつてお聞きしたいのですが、今まで大体こういうものをつくられては困る、こういうものをつくられては困る、というものが多かつたのですが、輪達さんのお話の中に、組合が非常に民主化されて来たといふ言葉があつたのですが、こういうものをつくらずに、自由に労働組合活動をさせて、組合がどんな民主化して行けば、地方自治にはこういう有利な点があるのだといふ点を二、三あげていただきたいと思つた、非常にけつこうだと思つたのであります。

○輪達公述人 お答え申し上げます。特に私が申し上げた点は、單純労働に従事しておる者の立場から申し上げたのであります。昔は一般職員といふ人たちが、私どもの監督の任に當つたわけですが、その人たちの昔の官僚主義的な考えから、自分の上司に対する責任とでも申しますか、もしくは自分の点数をかせぐといふようなことであつて、職場の労働者の気持を察することなく、極端な言葉で申しますならば、うしろかむちをもつて追いまわすといふのが、大体われ／＼の感じた感じでありました。そういう労働者に対する

觀念が、今日の日本の労働者の自主的な、責任と義務をあわせて遂行するという労働者の本来の姿を失つたことになつてゐる、こういうふうな考へておるわけでありました。私も職後労働組合が自由に許されて、労働組合の活動の中で、労働者が自分の義務を完全に遂行すると同時に、さらに自分の権利も主張するといふか、もつと自治的に労働者の秩序が昔よりか、もつと自治的に労働者の秩序を高めて来つたといふ事実を見逃すことはできません。そういう意味で、私もはさういふ法律をつくる、再び昔の官僚制度にかえるようなことは、結局においてお役所仕事がいままでも続くといふことでありまして、私もはお役所仕事といふものを免れるためには、職員といふもの、あるいは現場の従業員といふもの、みづからの勤勞意欲を高めて、責任と義務を完全に遂行するといふ態勢が、地方行政の民主的な運営の根本になる、といふ考へ方を持つておるわけでありまして、むしろこのやうな法律によりまして、民主化の度合いの進んでおるうちに、職員の政治活動に對して目隠しをさしておくと、これは、結局大きな意味における公務員としての責任と義務を遂行するやうな、完全に民主化された職員になり得ない。従つてさういふところに使われる従業員は、なおさら昔の奴隷根性に陥つてしまふだらう。このことは地方公共団体全体の事務、事業を通じての能率をいふ点では、結果においては非常に大きなマイナスになる。こゝろを批判者及び政府側並びに議員の方々は十分にお考へ願ひたい。こゝろをいふやうな意味で御発言申し上げましたので、十分御了解

ただきたいと思ひます。

○立花委員 輪達さんの気持はよくわかりますが、具体的に現在地方行政上、こゝろをいふ官制的な弊害が残つておる。地方公務員法ができたらしい悪くなるだらう。むしろこゝろをいふものがなくて、自由に労働組合運動ができた方が、これはこゝろをいふに改善されるだらう、この具体的な例を二、三を承りたかつたのでありますが……。

実は私もこの委員会にいたしましては、大阪へ災害の調査に参りました。西淀の方へ参りましたところ、七、八十人の方が災害のために一挙になつた。その原因は、府がつくりなかつた土木工事が非常に粗雑なものでありなかつたために、住民が安心しておつたのが一挙にこわれなかつた。七、八十人の人がなくなつた。こゝろをいふのがなかつた方がよかつた。あつたから、かえつて皆死んでしまつたといふこと、私ども現場に行つて承りました。まつたくセメントなんか使つておりませんし、石を積んだやうなことをして、結局数十人の市民の命を失つてしまつた。あゝ問題に對しまして、實際仕事をなさる方は、やはり現場の方だと思ふのですが、こゝろをいふ問題も、現場の労働者の方に、十分組合活動をしていただいて、民主化していただくかいただかないかに、大分關係があると思ひますが、さういふ点を考へていただきたいと思つたわけでは、省略したいと思ひます。

結局輪達さんは、地方公務員法をつくらなくても、今のままでいいのだ。今のままだといふことは、ボツダム政令の適用のままでいいのだとおつしやい

ましたが、私もボツダム政令自体が問題だと思ふのでございませう。遺憾ながら今の労働者は、ボツダム政令が出たときのことを——のど元過ぎれば熱さを忘るるといふことが、ボツダム政令そのものの重圧を、ちつとも感じていないやうでございませう。この点はどうかございませうか。私も地方公務員法とボツダム政令とは、本質的に同じものだと思つております。地方公務員法がでなくとも、ボツダム政令の適用のままでいいといふやうな言葉は、少し注釈をしていただく必要があるのではないかと思ひますが、その点をひとつ……。

○輪達公述人 私申し上げた意味は、この公務員法によりまして、労働組合の方の保護は、全然受けなかつたことになつてゐるわけでありませう。しかし現在受けておりますボツダム政令は——もちろん罷業権、あるいは對等の立場に立つての交渉、あるいは労働協約といふものを禁止せられておられますけれども、しかしながら、なおかつ政治運動についての制限はないわけでありませう。この公務員法よりもボツダム政令の方が、まだゆるいのであります。もちろん私どもの望みは、われ／＼のやうな現場の労働者は、町の労働者と何らかのやりかひのないのでありますから、當然公務員法から除外していただきまして、労働三法の完全な適用、たゞ若干公共性の度合いにおいて、制限をなすなら労働法の關係において、適當に規制すべきであつて、現場の労働者は労働三法に返していただきたいのがねらいであります。その問題を今度の国会で処理されなければ、それができるまでは、このものの中に入れてしまふといふのは、政府側のこれまでの言ひ分

は、政府側のこれまでの言ひ分のものであります。四つの企業を従前のまゝに置いたから、われ／＼の立場において一言申し上げたので、決してボツダム政令のままでいいといふわけではありませう。ボツダム政令は、新しい立法措置といふよりも、むしろ労働三法に返してしまふまでの経過措置としては、公務員法の中に入れるよりか、その方がわれ／＼として望ましい、こゝろをいふことを申し上げたのであります。

○立花委員 よくわかりました。私も現場の方の地方公務員法からは、せせといふ御主張は、當然ボツダム政令からはせせといふことも共通すると思ひます。

それから水道の小田原さんに聞きたいのですが、実は神戸におきまして、最近上水道と下水道を一緒にしてしまふといふ意見が、市の理事者側にあるわけだ。ところがこの法律によりまして、再び上水道と下水道をわけなければならぬといふことが起つておるわけでありませう。特に横濱、神戸のやうな大都市は、水洗便所が多くなりまして、仕事の性質から申しましても、上水道と下水道がくつづくのが当然だと思ひますが、実際にそれに従事されておる小田原さんといひまして、わけた方がいゝのか、一緒の方がいゝのか、どういふ御意見でしょうか。

○小田原公述人 上水、下水に對して一緒にするといふことについては、いろいろ議論があるわけでありませう。自分分は上水に勤めておるから、自分に都合がよいのだといふ気持は私は毛頭持つておりませう。しかし眞の公企業

としては、今のところ上水道だけという事になっておりますので、将来こうしたものが下水も含めるのだ、下水もできるのだという事に対しては、われわれもはつきり知っておるわけでありませう。下水課でもこの前七月でしか、少くとも千何項目ふえました。たとえば火葬場であるとか、あるいは病院関係、あるいは屠殺場であるとか、もろ／＼のものがあつて、これは民間にあるわけでありませうから、企業体にならないという事はなと思います。しかしながらやはり今までの公共団体の行き方としてたまたま。将来そういうものが当然地方財政法に入られて、そうして特別法になり、独立採算ができるなら、当然これは上水、下水道がまた一緒になつてもよいのではないかと、現在の下水道においては、やはり何と一つも一般会計より幾分かはもらなければならぬ状態である。こういう形から上水道、下水道は分離するということ、仕事の現在の内容というか、そういうことは違ふのであつて、将来下水道が完全にできて、そうして水洗便所ができて、その料金でまかなわれて行くというなら当然いふのではないかと。あるいは上水と下水と一緒にならなくとも、下水は下水としての独立企業体として行つていいのではないかと、こういうことが考えられると思ひます。必ずしも上水道と下水道が一緒になつていいという事ではなくて、私の考え方から言いますならば、今後のほんとうの仕事から行つたら、あるいは都市計画なんかから行くと、何十億というものを予算化されて、仕事の実施はむしろ下水課の方が大きくなるのではない

かと思ひますが、しかし現在の独立採算制から行つたならば、一緒になるといふことは、非常に疑問であると考えられるわけでありませう。また現在の状態で、今後どういふふうになりますか、しりませんが、この地方公務員法ができてわくがはずされたから、下水が上水からわかれるという事は、法律ができたからするのだという解釈でなく、当然学問上といふ事は、上下水道一本になつていいのだ、こういうのならよい考えもあるわけですが、今後そういうものが地方公務員法において分離されて、たとえば職員待遇問題という場合には、いろいろ問題が複雑になつて来るのではないかと。今後どこまで行つて、下水が独立採算まで行かれるかどうか、この見通しにあるのではないかと、この見通しにあるのではないかと、これはまたたく私の考えだけで、理事者はどう考へておられるか、これも、今のところわかりませんが、いづれにしても仕事の性質上、独立採算ができる可能性は十分にあると私は考へておられます。

○川本委員 私には小林公述人に、教職員の政治活動の制限の問題につきましても伺ひたいと思ひます。たとえばある選挙の場合に、学校の先生が黒板の一角に、ある特定の候補者の名前を書いたり、または出校の場合などにメガホンなどに特定の候補者の名前を書いて放送しておるというふうなことが、清澤無垢な青少年に、どういふ影響を与えるかという点につきましても、教育者としての小林先生の御所見を承りたと思ひます。

○小林公述人 ただいまのお尋ねにつきまして簡単に申し上げます。もちろん、

んただいまおつしやつたように、教員としては生徒にそういうような意味のことをすることは、これは教育上ももちろんけしからぬことで、これは教育者でなくとも、われわれ国民としても非常に遺憾なことと思つておられます。これは先ほども申し上げました通り、実際の選挙に際しまして、過半数の議院の議員の選挙におきましても、そういうふうなことがひんびんとして伝えられ、耳に入つておられます。これは要するに、一部の方がやつた仕事を推していただく、それをもつて全体を外にたえないと思ひます。もちろん教育者という立場から行きますと、そういうことが一つでもあつた場合には断固として排斥しなければいけないと思つておられますが、これは他面教育者として、教育者の教育をするというふうなことが、非常に大事な問題だと私は思つておられます。ですから現在の教職にある者は、必ずしも全部完全な教育者であるかどうかという点も、非常に考へなくてはならない点もありませう。この点はあくまでも、そういうことが一つあつたので、たくさんあつたのじやないから、いいのじやないかというふうな考へを持つ方が中にあるかも知れませんが、これはたとえ一つありましても、教育という面から行きますならば、断然排斥しなければいけないと思ひます。これは数の多いとか少いことは問題にならないので、先ほど申しましたように、人格の養成という建前から申しましても、一つでもあつた場合には、これは断固として排斥して、そういうような教職員に対しましては、あくまでも教職員自身が

自戒自勵し、しかしてもつて国民の模範になるというふうな建前をやつて、一方においてはあくまでも教員という特殊の地位を認めていただいて、その方に専心していただく、こういうふうな考へます。

○川本委員 そうしますと、今のようなことは、教育上非常に悪い影響を及ぼすから、これは厳重に取締らなければならぬという御意見に解釈してよろしゅうございませう。また公述人の御意見の中に、いつの選挙でしたかに、ほんの一小部分はそういうものがあつたかもしれないというふうなお話がありましたが、これがかりに全国にたくさんあつたといつたしまして、それからまた将来そういうことをやるおそれが多分にあるというふうな現状にありました場合には、教職員の政治活動に對しまして、制限を加えるような法規ができる場合におきましては、どういふ御意見でございませうか。

○小林公述人 ただいまの問題につきましてお答えします。多数があつたといふようなお話が、ちよつとありまして、一人がどうの三人がどうのとしまして、五人がどうのと、数の問題で言うことではないのですが、たくさんそういうものが出れば、また一応ここに考慮しなくてはならない点も起きはしないかと思ひます。

○大矢委員 小林さんに一言だけ、私も参考のために聞きたいと思ひます。今度の法案の第六條に、いわゆる任命権者というものをいろいろ列記してありますが、その中に地方公安委員は警察局長を任命する権限を持つております。それと同時に、署長もまた

部下に對して、いわゆる署内における職員の任免権を持つておる。これから行きますと教職員の場合も、その教育委員会が校長を任免するのでありますから、その校長がまた、警察署長と同様に、学校内の職員の任免権を持つた方がいいの悪いのか、あなたは高等学校の教諭さんでありますから、小の先生のほうがもつと実質にわかつて、思ひますが、あなたも教育家として、また校内の実情からして、校長さんが任免権を持つことがいいか悪いのか、ちよつと警察署長が任免権を持つと同様に、これにはあまり規定してないの、その点がいいか悪いかということだけでけつこうですか、その点をひつと。

○小林公述人 私、端的に申し上げますと、校長が任免権を持つということ、はあまり感心しないと思ひます。やはり従来の行き方で行つた方がいいと思ひます。

○清水委員 輪違さんに伺ひますが、あなたの御経験において、旧來官僚のもとで、人事問題について非常に御苦心なさつたようなお話もございましたけれども、公務員の身分保障について、現在のままでよろしいと考へるの、ございませうか。それとも何かこれについてはつきりした制度ができる方がいいとお考へでございませうか。簡単に

○輪違公述人 私どもの今の身分関係は、大阪市の例をとりますと、技手、書記という人の任免は、市長の指令で行われております。それから私も一般現場の従業員という人たちの任免は、所屬長が行つておるわけでありませう。今御質問の点は、これを一本にして

ただ、われ／＼の身分も一般公務員と同じように、たとえば、やはり市長の任免というふうな身分をした方がいいではないかというお話でございますが、もちろん私も、それを保護していただくという立法措置については、反対する理由はありません。けれども私も、いまとしては、保護するからといって必要以上にお縛りになるというところは、今日の状態から見て、結局角をたてて牛を殺すという結果になつて、勤労意欲を失うというところに問題点を持つておるわけであります。もちろんあなたの御質問の点は、われ／＼の保護規定であるということにつきましては、私も大いに仲ばしていただきたいと考えております。

午後一時三十分休憩

午後一時五十分開議
○前委員 それでは午前中に引き続き再開いたします。

地方公務員法案について、公選人の方より御意見を承りたいと思います。辻原弘市君。

○辻原公選人 私はただいまから教職員の全般的な立場から、提案せられております地方公務員法の内容につきまして、反対の意見を申し上げたいと存じます。

終戦直後の混乱状態の中にありまして、当時の非常な急迫を告げておりました教職員の生活を守るために、また民主国家として再建の基盤となる教育の復興のために、私もはいち早く教

職員組合を結成いたしました。その目的達成のための運動を続けて参りました。この結果、長い間の軍国教育を強いられて統制と圧迫によつて、非常に卑屈な教職員の性格をつくり、あるいは非常に無気力な状態に陥られて、まづたく沈滞状態の中にさまよつておりました。次に新しい希望と自信と勇氣とを取りもどさせ、牢固として抜くことのできなかつた教職員、あるいは教育界独特の封建性を打破して行つたのであります。しかしながらその反面、この運動の過程におきましては、私も組合の運動を含めて、日本の労働運動それ自体は決して長い苦闘の経験によつて生れて来たものではなかつて、終戦の結果によりまして、いわゆる与えられたところの労働運動でありました。がために、きわめて微弱な状態にあつたといふことは、私も大いに反省しているところであります。そのような結果に基きまして多少の過誤のあつたことは、私も否定できないのであります。しかしながらその事柄につきましましては、今まで公選人の方からも言われましたように、すでに私も自身の手によりまして、私どもの責任と、またその過程から生れて来た自覚に基きまして、現代の段階におきましては、その憂いというものは漸次減少しておるわけでありまして、少くとも民主的労働組合としてのあり方につきましては、その基礎はすでに確立してあるものであります。過ぐる一九四八年の七月に、当時の情勢に処して出されたマ元帥の書簡の意味する精神とい

うものは、その当時の情勢から強く反映を受けましたものでありまして、その最も根本としておる骨子は、いわゆる極左的な偏向性に対する是正であつたと、私もはかばかしく考へておるわけでありまして、従つて決して民主的な、合法的な労働運動、あるいは労働組合に對しては、これを抑圧するといふことが非民主的な趣旨に基いて発せられたものでなかつたことは、その以前に——私の記憶によりますと昭和二十年の八月でありましたか、日本の民主化に対するマッカーサー指令として出された五項目にわたる指令の内容の中に、日本国政府は労働組合の結成を促進して、その民主化をはかるべしといふことが明記されてあつたことを記憶いたしておりますが、その精神に照らし合せてみますならば、このマ書簡の考へ方と申しますものは、先ほど私が申しましたように決して抑圧政策をとれといふことが、さういふ内容を含んでおるものとは、どういふ考へられないのであります。しかるにこのマ元帥書簡に基いて出されたのは、国家公務員法というものの内容に至りましては、このマ元帥の書簡の内容を基に上まつた、端的に申しますならば、民主的な労働組合までを抑圧するがごとき印象を与え、また実際にさう方策をとらんとするところ、きわめて非民主的なものであつたといふことが言えるのではないかと私は思ふのであります。ためにわれ／＼教職員を含めて日本の公務員に對して与えた影響といふものは、物心両面にわたつてきわめて重大なものであるものであります。すなわち精神的には、せ

つかく芽ばえておりました民主化に対するところの公務員あるいはわれ／＼教職員の熱意というものは、これによつて漸次喪失の傾向に向つて、その背後から生れて来たものは、いわゆる反動と称するもの、あるいは極端な右翼的な偏向と申しますか、さういふものが再び撞頭のきざしを持ち始めたのであります。物質的にはそれが国家公務員の経済生活への圧迫となつて現われて参つたのであります。このことは單に公務員個々の問題にとどまらず、一方におきましては極端な考へ方を持つ極右あるいは極左に対する絶好の口実を与え、正常な民主主義の発展を大いに阻害したことは、私も事実であると断定してさしつかえないと思つてあります。このような幾多の悪結果を招来している政令二百一十号及び国家公務員法に對しまして、私もは爾来内外の輿論に訴へまして、その反対を續けて参りました。その結果、この政令、法律が持つておるところの非民主性、あるいは矛盾といふものが、逐次理解せられまして、国内はもとろん、民主的諸国家におきまして、最近においては改正の要があるという声、漸次高まりつつある状態でもあります。さうした客觀的な事情であるにもかかわりませず、今またこれと内容を同じくし、またこれと性格を同じくするところの地方公務員法なるものを制定しようとしておることは、あまりにも時代の推移に對して無関心であり、また本末を誤つておる措置である、私は断定せざるを得ないのであります。むしろこの際公務員に對する進歩的な法律制定を顧慮されるのならば、積極的に国家公務員法の改正を企

図せられるのが至当ではないか。かように考へております。

次に提案せられております地方公務員法案の内容についてでございますが、まず第一に私は教職員として指摘しなければならぬことを申し上げたいと思ひます。それは国家公務員法が犯している一つの矛盾点、いわゆる直接行政事務には何ら関係のない教職員、われ／＼のような従来からの身分取扱ひに關して、特殊な関係にあるものまでを、この法律一本で律して行こうといふふうな考へ方をしている点であります。はなはだびろろな話にわたりまして恐縮でありますけれども、みそもくそも一緒だということをよく言われますが、まさに私はその通りではないかと思つてあります。いまそのことがどのように不合理な結果を招来しておるかという点について、時間がありませんので一つの例だけを申し上げたいと思つてありますが、現在教職員の場合、市町村立学校の教職員は、その身分は市町村にあるのであります。従つてこの法律で述べているところの教職員に對する地方公共団体と申しますものは、法律に従ひまして当然市町村の当局ということになつて来るわけでありまして、さういふと、第五十五條にあるところの交渉の相手といふものは、一体教職員の場合にはどこかといふことになるのであります。一面身分は市町村にあるけれども、市町村には任命権あるいは監督権といふものは法律上何ら存在しておらないのであります。地方におきまして、現在教育委員会がほとんど設置せられておらない状態から考へまして、現在におきましてのこれら市町村立学

であらうか。理論的に申し立てても、これがたして第三者的な保護機関といふことが言えるでありましょうか。地方の実情をよくおわかりの方々に、私の言つておる意味がすぐ受取つていただけると思ふのであります。また現在の人事院を見ましてもよくわかりますように、勧告すら実現できないような非常に弱い立場に置かれております。幾らこうした機関がありまして、知事とかあるいは市町村長とかいう人の、そうした立場を防護する機関にはなり得ません、決してわれわれに對して積極的な保護を加えようというような形にはなり得ないのではないかと考へるのであります。

さらに分限あるいは懲戒、服務あるいは勤務成績の評定等の條項につきましては、ほとんど何々せねばならぬというふうな規定と、理事者が一方的に判断した結果によつて、どのようにもその身分が左右できるような、きわめてあいまい模糊とした規定を始終羅列しておるのであります。それに対して、保護の面でありましたが、給与にいたしましても、あるいは厚生福祉の制度にいたしましても、すべて原則的にこうあらねばならぬというようなきわめて抽象的な、きわめて期待の薄いようなこの規定によつて終始いたしておるのであります。このような規定でありまして、とうてい保護とか、あるいは福祉であるとかいふことについての實際的な効果は、われわれは望み得ないのであります。このような制限あるいは義務拘束をもつて第一義としていふような、この法案に對しては、私どもはとうていこれまた賛成することができないのであります。

以上はなほだ概括的でありましたけれども、大体四つの点にわたつて、反對の意見を集約して申し上げたわけでありまして、私どももいたしましては、根本的にこの法律に對しては、再検討を加えていただくという必要を考へてあるわけでありまして、どうしてもしようとした身分法規といふものを制定しなければならぬという場合に、おきましては、最低限これだけはぜひ皆様方に確保していただきたいという点を、主要点といたしまして、三点申し上げたいと思つてあります。

第一点は先ほど申し上げました政治活動の面でありまして、それに対する制限は三點にとどめる。一つは勤務地管内における政治的行為であり、二番目はいわゆる職務における政治行為、三番目はことに職權をもつて行うところの政治行為、以上の制限にとどめるということでありまして。

第二点といたしまして、団体交渉権、協約権の問題であります。現在法律におきまして、私が先ほど實際的に否認という言葉を申し上げました通り、何ら實質的な効果、むしろ将来において逆に言えば紛争をかもし出すような規定である。そういうふうには明瞭なものでありますので、これを明確にする必要がある。そのために、次のようにこれを三點にわたつて明確にするといふことを、ぜひお考えいただきたいのであります。第一点は、現在の法案の中にその言葉を引例いたしました、職員の給与、勤務地その他の労働条件に關し、当局と団体交渉を行うことができるという交渉団体であるといふことをはつきりする。その次にそ

の交渉の結果は、法律に抵触しない限りにおいて、当局と書面による協定を結ぶことができる。これは自治庁においても、あるいは私ソウルター氏とお会いいたしましたときもその言葉にきまして、いろいろ承つたのであります。が、原案で申合せをやつておりますが、申合せも協定もこれを英文に訳した場合に、やはり同じようにやはりアグリーメントという言葉を使つております。そのような意味におきまして、申合せと、わざ／＼なんだかビントのつけたような表現の仕方をする必要はないと思つてあります。協定で十分だと考へております。三番目は交渉の結果つたものやつて、それがたゞ／＼双方が現在のように非常に協力的に行けばいいですが、理事者が非常に傲岸で、その交渉を拒絶した、それに対して職員団体がそれはけしからぬといふことで、そこでつたものんだが、始めるといふようなことは、これは地方行政の能率の運営から考へても、決して好ましい姿ではないわけであつて、ともに民主的な一つの会合によつて事態を解決して、地方行政に資して行くといふ事柄が、これが正しいやり方であるといふ点から、そういう紛争が何のこともなしに事態を引延ばして行くような形態にならないように、その交渉の結果生じた紛争については、これは人事委員会に権限を持たして、提訴をするといふ一項を入れる。なお協定を結んだが、それについてはどうなるかわからぬといへば、またさらに紛争が重なる。こういうことではなしに、協定をやはり誠意をもつて履行できるような、そういうのはつきりした双方に對する義務を与えるために、ここにそ

の不履行に關しては、人事委員会に提訴することができるといふふうに、この交渉権のいわゆる締めくくりといふものをはつきりさせておかなければならない。これがほんとうに私は平和的民主的に問題を解決するゆゑんである、かように考へておるわけでありまして。

第三点は、これに關連いたしました、人事委員会、公平委員会は先ほど申し上げました通り、あれだけではとうてい保護機関といふことは言ひ得ないのであつて、真に保護機関とするために、これに必要な措置を講ずる、従つて人事委員会、公平委員会に紛争処理の権限を与えるということが一つ、次に今度は構成の問題であります。知事、市町村等の理事者の一方的任命によらずして、やはりこれを民主的な形態を考へまして、職員及び理事者及び中立の三者をもつてこれを構成して、職員に對する保護機関という形態にする。以上の三點にわたりましたものが、私どもとして最低限皆様方にぜひ確保していただきたいと考へておる問題点であります。

以上はなほだ簡單でございましたが、私の意見の開陳を終りたいと思つたのであります。最後にこの問題に關しましては、全国五十万の私も教職員は非常に、非常にと申しますよりこの法案の成行きに對処いたしておられます。そういう私も教職員の現在の心境といふものを、十分御推察くださいまして、われ／＼が要望いたしております諸点につきまして、ぜひ実現方を期していただきたいということを御希望申し上げまして、はなはだつまらない開陳を終らせていただきたいと思ひます。

○前尾委員長 日本自治団体労働組合 総連合徳永利雄君。
○徳永公述人 日本自治団体労働組合 徳永公述人。
この法案はようやく四年目に日を見たとしように言つておられますが、その間この法案が私どもの生活はむしろ、その他の基本的人権やあるいは地方自治の消長にも非常に深い關係がございまして、私ども深い関心を持つて来たところでありまして。この機会に端的に率直に私どもの意見を申し上げたいのであります。その前に私は昭和二十二年の十月二十一日に公布されまして、翌年の七月から施行されましたところの国家公務員法が、どういふふうになつたかといふことを思い起すのであります。それで幾らかの違ひはありますが、ほとんど身分あるいは労働條件を同じくしております地方公務員と国家公務員の場合を比較すること、きわめて重要でないかと存じますので、国家公務員法ができましたからの経過を、私は振りがえつてみたいと思つたのであります。国家公務員法も地方公務員法も、その目的としまして、第一に公務員制度に關する基本、基準の確立、第二点としまして、行政の民主的かつ能率的な運営の保障、こういうことをうたつておるのであります。この目的に對しましては、私ども何ら異論をさしはさむものではないのであります。国家公務員法が行われましてから、その後二年半の間に、はたしてその所期の目的を達成し得たかどうかといふことについて検討を要すると思ひます。この際最も注意すべき点

は、国家公務員法の二十三年の七月の修正のときに出されましたところのマツカリー元帥から、芦田内閣総理大臣にあてた書簡であります。この書簡の中に「このことがうたつてあるのではありません。本制度は日本における民主主義の成功を阻んだ旧官僚制度の種々の宿弊を是正するに足る建設的計画を定めて、中、とき、飛びまが、御了承願いたいと思います。」「国会が人事委員会を通じて、科学的、人事行政の原理を適用し、かつ公務員制度、公務員の充足、報酬、官紀、年金及び雇傭に伴うその他の条件を標準化する」という考え方に立っているのである。民主主義の考え方に基くかある程度は、法律の忠実な実施と政府の仕事の能率の運営とを最高の職責として、政治や特権の圧迫に屈しない意図の下に作られたものである。また「国家公務員法は、本来、日本における民主的諸制度を成功させるには、日本の官僚制度の根本的改革が不可欠であるとの事実の認識の下に考えられたものである。」「この言われておるのであります。それでその後の結果を見ますと、私は残念ながらこれとは逆の結果を来しているのではないかとこのことが考えられるのであります。すなわち国家公務員法の施行後、公務員の労働組合は非常に不活発になつて来まして、そのために官公庁の民主化が阻害された。また官僚制度の復活も助長されたのではない。皆さん方が事実においてその市長あるいはその他の特権的な存在に對して従属する、あるいは大衆へのサービスを開闢する、こういうふうなことが、また一方的独裁的な人事が行われて、労働条件の標準化というこ

とも、事実上は混乱を来すようになつて来ておるのではないかと、かように存するのではありません。また同じくマツカリー元帥は、十二月一日の国家公務員法の修正案成立の際における声明の中で「この法律によつて公務員の權威は新たに一挙に引上げられ、無責任な少数派の圧力による侵襲行為から保護され、同時に、公務員各個人に對して他の地位にあるすべての日本国民に對するよりも大きい保護が与えられることになつた。」「こういうことを言つて祝福されておるのであります。しかししたしてその後公務員の、あるいは公務員制度の權威が伸張されたかどうかという点について、疑いなきを得ないものであります。このことは、人事院に於いて、官公吏の不平不満などがたくさん集つておるやうであります。が、こういうことによつても明らかでありません。また給与に關する人事院の勧告も、實際上産業労働者などに比し、特に産業方面に關しておきまじうな育ちをして来まして職員に給与に比して、わずかに半ばを越えるといつたやうな状態に置かれておるのであります。こういうことによつても明らかであるやうな存するのであります。また使用者の都合によつて容易に首切りが行われる。しかも労働法の適用排除によりまして、その救済が受けられない。もちろんその救済の手段は開かれておきまされ、私どもは案に於いて、事実上それが救われたといふのは、飯山生産庁長官以外には、残念ながら聞いておられないのであります。このやうな事実と結果から見まして、地方公務員法案が成立施行され

中央以上に封鎖色の残存しております。地方自治体において、どういふふうな事態が発生するであろうかといふことは、容易に想像するところでありまして、従ひまして、終局においてこの法案が通過施行されたときに起る被害者は、私ども公務員であり、またこれが不活発な活動によりまして、一般国民大衆が非常な迷惑をするのではないかとこのことが考えられるのであります。

以下法案の内容に對します具體的な若干の意見を申し上げたいのであります。が、先に申し上げた公述人である辻原さんの意見と、大体同様でありますので、簡単に申し上げます。存じますが、この法案は、マツカリー元帥の書簡にも見られるやうに、私どもの保護を中心として規定されなければならぬ。しかるにこの法案の全貌を流れておきまされ、公務員を統制しようとする、縛ろうとする、こゝういつたやうな色彩が非常に濃厚なものであります。私どもボツダム政令の二百一号によつて、現在ある程度の制約を受けております。この制約を受け、あるいはこの制約を除いて労働三法が完全に適用されるとしても、もちろん終戦直後にあつては少し問題があつたやうでありますけれども、終戦後五箇年を経過した今日におきましては、おそろくはわれわれと理事者との労働關係は、円満に遂行し得るといふことを自信しておるのであります。こゝういふやうな建前から考えますならば、どうしてもこれはマ元帥が指摘されましたやうに、保護法を中心とした規定でなければならぬといふことを

考えるのであります。なお全般的に見まして、これはボ政令二百一号の横すべりであり、また国家公務員法の横すべりである、こゝういふやうな感じが深いのであります。が、おおよそ同じやうな性格を持つておきまされ、その行政運用面などにおきましては、国家公務員と地方公務員の場合には、非常に性格が異なるのであります。従つてここに当然異なつた配慮がなされなければならぬと思ふのであります。

次に人事委員会の問題であります。が、現在まで地方自治法その他のいろいろな關係法令によりまして、私どもと理事者との間の協定は、大体スムーズに行つておるのであります。これが、なぜ別に人事委員会その他によつて勧告せられなければならないかといふことを疑ふのであります。ことに、今までのやうな国家公務員に對する人事院の行き方その他を考へてみますならば、そゝういつた制度ができました後の、現に現われておきまされ千円ペー・ス・アツプ問題の給与にしましても、非常に上に厚く下に薄く傾向があるものであります。実際の活動面に立つておきまされ青年公務員に、非常に圧力が強くなつて来るのではないかと、こゝういふことが考えられます。人事委員会といふやうな、いわゆる民主主義的な機關であることと装つておきまされけれども、これはおそろくは、先ほどの神奈川縣知事の内山さんのお話にもありましたが、使用上の責任が非常に不明確になる、人事委員会を設けたために非常に不明確になる、こゝういふことが實際上出て来るやうな存するのであります。これは政府と人事院との關係におけると同じやうなことだらうと存じ

ます。従ひまして給与などの勧告がかりに行われるといひましたけれども、今までは国家公務員に行われましたやうに、勧告の出しつばなし、聞きつばなし、こゝういつたやうな状態が出て来るのではないかと思ふのであります。人事院の不満に對する状況を、私どもが国家公務員から聞きまして、こゝういふやうなことが、人事院の存在について七〇%ばかりがその不満を持つておる、否定しておる、こゝういふやうなことを聞いておるのであります。はたしてどういふふうな新しい構想、新しい運営が持たれるかしらませんけれども、おそろくはあまりかわらない状況が出て来るのではないかと存じます。ことにまたこの機構を地方に持込むことによつて、地方の財政あるいは事務の負担を多くするといふことは、理事者であります神奈川縣知事も指摘された通りであります。

それから次に政治活動の制限についてであります。私どもに与えられたところの最低の權利であり、憲法に保障されたすべての政治的自由のうち、ただ投票をする自由といふことだけ、その他の自由はすべて剝奪されておるのであります。こゝういふことになりまして、おそろくは私どもが政治的不具になりはしないかといふことを心配するのであります。従ひましてその結果は、おそろく直接行政の末端におきまして、県民あるいは市町村民に接しておきまされ、市町村民を育にし、あるいはつんぽにする、あるいはおしにする、こゝういつたやうな結果を招来することは明らかであります。またこの政治的制限は、公務員の中立性を保持する、政略人事から守る

というふうなことを上げられているようであり、一方において議員が非常に楽になつて来ている。これは先ほど、やはり神奈川県知事が指摘された通りであります。こういうふうになつて来ます。政治的に自由であり、またその信用を得ている市長のもとに働いておられます公務員は、非常に政治的に支配されるという結果を生むと存するのであります。私どもが労働組合を結成しました一年の理由は、もちろん私どもの経済的地位の向上というものが主要な目的でありますけれども、また一半の理由として、官公庁の民主化ということが、大きく取上げられておるのであります。おそれるは、これはすべての組合に取上げられている問題であり、目的であると存じますが、それが非常に不活発になつて来る。従つて官公庁内部における民主化、不正、腐敗の防止、こういったようなことは、とうてい実現し得なくなるのではないかと、こういうことが考えられるのであります。しかもこの政治活動の制限の法案を見ますと、公布後二箇月で発効することになつておりますが、あるいは政治的意図のもとに行われるのではないかと、こういう懸念もいたすのであります。従いまして、こういった政治的制限は全廃いたしまして、憲法に保障されたすべての自由が確保されなければならないと存するのであります。

次に団結権、団体交渉権であります。が、法案を見ますと、労働組合法に定められたような団結権あるいは団体交渉権といったようなものでなく、非常にきつい制約のもとにある。言葉をかえて言いますと、共済組合的なものになるのではないかと、こういうにおいにするのであります。またその組織につきましても、法律によつて容赦しておきまして、組合員の自由な意思が伸張されない、こういったような内容も盛り込まれておるのであります。おそれるは、これが行われます場合は、あるいは理事者の意に沿わない組合ができなれば、また人事委員会の意に沿わないような組合ができなれば、これに對して解散を命じて、あるいは性格を変更させる、こういったようなことも、事実上起きて来るのではないかと考えられます。もしかりに氣に入つた団体としまして、対等な立場で交渉をするといったようなことは、もちろんうたわれておらないのであります。これは結局において、現在ともかく對等のな立場において交渉して来たものを切下げまして、理事者の自由な意思によつてこれを低下して行こう、自由を剝奪して行こう、こういった意図ではないかと思ひます。

次に適用の範囲の問題であります。これは午前中からの公述人もたびたび述べられておりますので、簡単に申し上げたいと思ひますが、わずかに四業種を別に扱うということになりまして、他の現業的な職種を全然考慮されておられないのであります。いつかやられるのであればありますけれども、当分の間一般職員と同じように、わくの中に縛るということではあります。このういつたことは、まづた労働者の実情を無視したことでありまして、私どもの絶対承認し得ないところでありま

規定があるようでありまして、これは非常に彈性的性格を持つたものだと思います。また私どもも案内にして、公務員法において体制を科しているのは、ほかにならぬというふうに聞いております。こういうふうな内容からいへば、検討してみますと、その意図するところは、私どもの労働条件あるいは職場秩序の確立、あるいは能率の向上、こういったようなことではなく、労働組合を一方的に彈圧しよう、あるいは御用化しよう、こういったふうな意図ではないかということ、それが最近の全般的な反動政勢と照し合せて、痛切に感ぜられるのであります。

大体以上のような考え方を持つてい

破綻されて、旧来のような事態が起つて来るのではないかと。従つて非常に萎縮になり、あるいは事なかれ主義になり、あるいは上すべり主義になるといふふうな結果になると信ずるのであります。従いまして、結論的には、この法案の提出は不要であつて、撤回すべきであるというふうに存するのであります。

なお、国家公務員法の施行につきましても、先ほど触れました通りであつても、もし地方公務員につきましても、この法案を施行するならば、国家公務員法の實際に行われております状況を、こちらの方でも調査員といったようなものをつくりまして、その功罪を調査し、しかる後に、本来の目的に合致したような考え方、新しく根本的に建直す必要があるのではないかと、かように存するのであります。こういったことによつてのみ、おそらくは地方行政の民主化ということが、実現すると存じておるのであります。私ども、終戦後五年になります。非常に劣悪な労働条件の中で、及ばずながら地方行政の確立のために闘つて来たのであります。が、不幸にして現在のような状況に置かれております。皆さん方も、もちろん選ばれて国会に出て来ておるのであります。以上よくおわかりのことと存するのであります。従いまして私が今ま

が、以上をもちまして私の公述を終ります。

○前委員長 次に伊藤正丞君にお願いいたします。

○伊藤公述人 私ども地方公務員、地方職員は約百三十五万おるわけであり

ます。が、これが理事者と一体になります。中央に日本自治会館というものをつくつておられます。これは地方自治の民主化のために、いろ／＼中央のサービス・センターとしてつくつてあるわけでありまして、その役員として私は本法案に對するところの公述をいたすものであります。

まず地方自治の確立ということが、日本におきましては最も緊急事であり

ます。そしてこの地方自治の確立に對しましては、地方公務員、地方職員の身分保全という見地からなさなくてはならぬのであります。本法案の提案理由を讀んでみますと、一応こつともなことが書いてあるわけでありまして、が、この提案理由を見、そしてまた法案を讀んでみますと、法案とはまづたく相反するものであります。つまり保護規定でなければならぬところの本法案は、提案理由にはさういうぐあい

に書いてあるわけでありまして、まづたく違つた意味に受取れるのであります。まづ提案理由によりまして、国家公務員が国家公務員法を制度いたしました。それに律せられておるから地方公務員においても同様に取扱われなければならない。かように申しているわけでありまして、この点はなほだ不可解であります。しかも前公述人も申し上げましたように、国家公務員法の対象は、十分なものはなないわけであり

ます。先般来いろ／＼国家公務員に對

しての事件が起つております。だがその問題はほとんど解決されていらないのであります。午前中の公述人内山知事は、この法案中にとりえがあるならば地方公務員の首を切ることを、やめさせることが立法化されたことである、こう言つております。こういうようなことになりまして、この法案は職員の方を切るためにできたというやうな感を受けるわけですが、こういうやうなものが出て、はたして地方公務員が安心をしてその職にとどまることができるとは思ふのであります。決してそうではないと思ふのであります。しかもそういうやうな戦々とした状態におきまして、地方の民主化のため、地方行政のために一身をささげて働くことができません。つまり第二十八條によりまして左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができるとあるわけでありまして、この第一項には「勤務実績が良くない場合」という項目があるのであります。この勤務実績のよくないというのを、だれが判断するのであるか。すなわちこれは任命権者であるのか。その係の人事部長なり人事課長というやうなものが判断すると思ふのであります。このことが起つた場合にどこで救済するか。もしもそれが不当であつた場合には、人事委員会に提訴して、そこへ持つていつてきてもいいというに、この法案ではなつておるのであります。ところがたゞいま申し上げるやうに、国家公務員の場合も人事院がこれを救済しなければならぬ。公平委員会におきまして、公平課においてこれを救済しなければならぬ

ということになつておりますが、今まで昨年八月以来国家公務員の数千件がこの上程せられております。しかるに飯山水産局長を除きまして、ただの一件も救済をされていないのであります。しかもその大部分はいまだに解決をせられないというやうな状態でありまして、こういうやうな状態でありながら救済ができるでございましょうか。なおその後におけるところのいろいろの項目があげてありますが、これは一にかかつて首を切ることがスムーズにできるというやうな條項であります。こういうやうなことは決して地方公務員は安心をして働くことができないのであります。しかもまた国家公務員の場合と地方公務員の場合とが非常に違つておるのであります。一例を私が奉職しておりましたところの名古屋市に例をとりますと、名古屋市の行政機構に携わつておる者は、約一万一千名おるわけでありまして、そのうちにおきまして交通事業に五千名、水道事業に八百五十名、復興すなわち土木事業をやつておるのであります。これが八百名、保健福祉が一千二百名、これは市民病院あるいは保健所等であります。興業作業四百五十名、これは糞尿のくみとり、その他をやつておる事業であります。経済が百名、教育が七百名、住宅が五十名、総務理財が四百五十名、区役所が千五百名、こういうやうな状態になつておるのであります。この配分を見ますと、ほとんどがアメリカ等におけるところの行政機構中には含まれておらないところのものであります。このうちにおきまして、アメリカ等における州あるいはその他においての行政機構と称するものには、この区役所ある

いは総務、理財、こういうやうな約二千名の者がこの中に入つております。このうちにも小使さんとか、あるいはその他の給仕さんといったやうな單純な勞務に属する者も入つておるわけでありまして、すなわち一万一千名のうち約二割が、行政機構に携わつておる、こういうやうな状態なのであります。すなわち二割の者のために全般が律せられるやうな地方公務員法は、まったくその趣旨、と実質とは違つておると思ふ。こういうやうに考えるわけでは、この法案中に非常な矛盾を持つておるといふことの一例を申し上げます。ならば、水道事業でありまして、水道事業と下水道というやうなものが分離されておられます。これは大方のところにおきましては、水道事業は一つの局あるいは都あるいは課というやうなところでもつて律せられておられます。すなわち名古屋市中で申しますならば、水道局の中に上水道、下水道という課があるだけであります。またたく一心同体になつてやつておるわけでありまして、これをこの法案によりまして、上水道のみが公企業体として別個の処置がとられ、下水道は地方公務員法によつて律せられる、かような状態でありまして、こういうやうなことはまづたゞく現実を無視したところのものであります。かようなことが行われますならば、下部の行政機構において大混乱を来すことは當然であります。すなわちこういうやうな点は、調査が十分でない証候であります。

次に申し上げたいのは、財政の問題であります。今まで人事院におきまして、あるいは公企業体法の十六條ないしは三十五條におきまして、国鉄、専売の裁定がなされております。あるいは人事院勧告によりまして八千五百八円ベース、あるいはその前にも勧告がなされておるわけでありまして、人事院が立ち始まりまして以来、国家公務員に對しましては、はたして何らの保護施設が行われておりましたか。ただの一件も国家公務員を救済するやうな施設は、行われていないのであります。こういうやうな現状からいたしまして、かかる不適當な法律を、ただ單に国家公務員がやらねば困つておるのだというやうなこの立案の趣旨に對しましては、反対をせざるを得ないのであります。なおこの法案の中におきましては、非常に制限法規的なものが強く含まれておられます。すなわち政治活動の禁止というやうな点が強くいわれておられます。これは前公述人におきまして、るる述べられておるまづ、私からはあまりくどくど申し上げませんが、ただいま申し上げましたやうに、大体この八割は、單純勞務に属するものであります。すなわち病院関係、あるいはくみとり、あるいは焼場の人夫、あるいは道路工夫、こういうやうなものがほとんどであります。あるいはその中におきましては、試験機関等が設けられておられますが、試験機関といふものは、まづたゞ工場と同じに、旋盤あるいはミリングその他のことを、民間の委託を受けてやるものであります。こういうやうなものすべてこの地方公務員法によつて律するといふことは、非常な間違ひではないかと考へるのであります。すなわち政治活動の禁止というこ

とにつきましては、人事院の法制局長であります岡部さんが法律時報で言われておりますが、衆議院議員選挙法第九條によつて、裁判官、警察官あるいは收税官吏、こういうやうな者は、衆議院議員の被選挙権を有していません。こういう立場にあるのであります。から、国家の官吏も當然政治活動を禁止していいというやうな御意見が載つておられます。これはまづたゞ間違つておるのであります。すなわち地方公務員におきましては、ただいま私が申し上げましたやうに、ほとんど民間作業と違わないものが大部分であります。八割のものが、病院にしても民間病院と何らかのところがなくないのであります。尿尿のくみとり等は百姓と何らかのやうなものであります。あるいは港湾においても民間港湾と何らかのやうなところがなく、土木におきましても一般の土建築者と何らかのやうなところの作業をやつておるのであります。こういうやうなものを法律によりまして政治活動の全面的禁止というやうな状態に置かれますことは、はたして不合理であります。もちろんわれわれといふ程度は、公共の福祉のために、ある程度の制限といふことはやむを得ないと思ふのであります。すなわち基本人權を制限されるということも、やむを得ないと思ふのであります。これはいかに程度においても、やつてよいといふものではないのであります。基本人權はあくまで尊重せられなければならないものであります。すなわち最小限度において公共の福祉を傷つけないところの基本人權を制限するものであります。かかる民間事業と何らかのやうなものを律するやうなこ

次にアメリカにおけるところの状況と、わが国におけるところの状況が非常に違うにもかかわらず、この法案中にはアメリカの状況をほとんど日本へ移したというようないがあるわけでありますが、これは日本の経済状況と、アメリカの経済状況が非常に違ふといふことの御認識がないのではないかと考えるのであります。アメリカにおきましては公務員は一般民間産業よりも二割ないし五割程度給与がよいわけでありまして、わが国におきましては、一般民間産業は現在平均給一万二

すように、國家公務員がやられておるものであるから、地方公務員もこれを実施するといふような御趣旨であります。が、國家公務員が人事院等を設けてやられておりますけれども、これ万全ではない、むしろ万全というよりも、非常に苛酷な條件に國家公務員

にお考えになれるか、困難がある
すればどういふ点で、どういふふう
具体的な困難があるか、それをひと

の實際問題に、あるひとつの偏向性
与える、直接教壇に立つて特定の政
を云々したり、あるいは特定の政治
デオロギーに對して、これをもてあ
んだりするといふ事柄は、現代の教
基本法の八條の二項におきましても
その点は規定せられておりますよ

か。ひとつ全国的にそのデータをおし願いたいと思います。

○辻原公議人　御指摘の最後の方が申し上げたいと思うのでありますが、違反の件に關しましては、いろいろの容疑によつて、検査されておる

が相当数に上つておるわけでありま
す。しかしながら最後のこれに有罪
であるという点の判決はきわめて少
い、と申しますのは、なぜそういうふ
うなひとつの問題があるか、この点が
先ほどの議員の方の御質問もありま
したが、これはひとつは先ほどの問題
とも関連があるのでありますが、いわ
ゆる常識として考えのないようなこ
とを、ふつと使つておる、これは選挙活
動が行き過ぎたからというのではなし
に、やはり、まことに私どもとしては
反省しなければならぬ点であります
が、法律とかあるいは社会常識と申し
ていいと私思ふのであります。そうい
う点にきわめてうといふような性格が教
員に弱点としてあるのじやないか。そ
ういう点でたま／＼偶然に侵すとい
うようなことで法規に問われておる、あ
るいはひとつの弊害にかけられてお
る。こういう例が多いのであつて、実
際問題として容疑のかけられておる具
体例を見ますと、積極的に選挙運動を
やつたか、逆なのです。積極運動をや
つておらない。これは一般的にも言え
ることじやないかと思ふのですが、そ
ういう点でこの問題については、そ
ういう行き過ぎという問題ではな
しに、やはりもう少し、そういう選挙
なら選挙、あるいはそれに対するひと
つのやり方というふうなものについて
は、はつきりしたその人の法的な見解
を持つておらなかつたり、そういうも
のを知らないがために侵すという点が
あつたのじやないか。だから盛んに言
われております選挙運動の行き過ぎと
いう面は、今申し上げましたように、
すでに現行法律において制限を加えら
れておる件に対して、そういう意味か

らひつかかつておるといふ問題であり
まして、これはテクニカルに關する問
題じやないかと私は思ふ。だからそう
いふ点はわれ／＼としては——これは
先ほどの御意見にもありましたたが、十
分厳戒しなければならぬと考へてお
るわけでありまして。しかしそれと、現
在の法律で規定しようとして個人
の選挙活動を禁止しようという論と
はこれはまったく違つたものでありま
して、そういうひとつの知らずに侵し
た事例があつたからという理由でもつ
て、個人の政治活動を禁止するとい
う議論にはならないのではないかと、こ
うに考へております。非常にぼけま
したですが以上のような考へです。
○立花委員 日本教員組合の方では、
平和声明というものを提出しになつ
て、日本の独立の自由と平和を守つて
行くといふことを唱進なされておられ
まして、私も非常に同感申し上げる
のでございまして、地方公務員法が出
された後、せつかくお出しになりま
した平和声明を突撃して行くという面
で、非常に支障が起るのじやないかと
私どももいたしましては、日教組がお
出しになつた平和声明は、日教組も声
明の中に言われておりますように、全
国民的な運動として、ぜひとも先生方
にやつていただきたい。私たちの子供
に對してしましても、ぜひこの考へ方は教
壇を通じて教へていただきたいと思つ
ておるのでございまして、このりつぱ
な日本国民としてはやらなければいけ
ない平和声明の線が、この地方公務員
法で蹂躪されるのですれば、非常に重大
な問題だと考へるのですが、この点で
地方公務員法の実施されたあかつきに
おける矛盾の面を、どういふふう

に打開しようとしておられるか、お聞か
せ願ひたいと思ふのであります。
○辻原公達人 非常にむづかしい問題
でございまして、平和声明という事例
は、私の考へをいたしましては、この
法律がもしこのまま実施された場合に
おいても、平和というものは時の政治
権力に對して云々という問題ではなく
して、われ／＼国民が心の底からわき
上つて来るひとつの希求というのか、希
望するものでありまして、そういう見
解に立てば、あなたがちの問題につ
いてはこの法律によつて規定することは
できないのじやないか。但しそういう
ものに対してでも、かりに平和に對す
る考へ方、方策の相違によつて、これ
が政治権力に、あるいは時の政治当局
に對して、反對をする行為であるとい
ふふうには拡大解釈をして、そうした純
粋なひとつの考へ方、行動といふもの
に制限を加へられて来るといふふうな
ことは、現代の國家形體におきまして
も、非常にゆゆしい問題ではないか。
これこそやはり、先ほどから強調いた
しました自由に対する圧迫というよう
な感じを深める原因であります。同様
に私は他の問題についても、この法律
では同じようなことが言えるのではな
いか、寄付行為とか、署名運動とかい
うようなことも、その前提をいたしま
して、当局に對して反對をしたり、賛
成をしたりするためのものはいかぬと
いうことになつておられますが、それ
もつてしても、当局に賛成をしたり反
對をするというそのいわゆる言葉の概
念の範疇でありまして、これは実に考
へによつては幾通りにもとれる。その
場合に、私も昨年やりましたが、二千
万人の六・三建築予算に對する署名運

動というふうなものも、かりに時の政
府なら政府の考へている金額が、われ
われの要求するものと非常に違つた
で、われ／＼は時の政府の考へておる
金額に對して、絶対反對の意思表示を
して、それを増額するための署名運動
をやつた。こういう場合は、それもは
たして当局に對する反對の署名運動と
拡大解釈することができかねない
か、こういう問題であります。他のあ
るいは寄付行為でも、慈善事業とかい
ふような場合でも、当局の考へてい
るものと結びついて来るものが、たく
さんあると思ふが、そういう問題まで
も、もしこの法律によつてやろうとす
れば、これも違法行為だと考へられる
余地が残されておるのではないかと。
こらがやはり非常に具体的な問題とし
て検討しなければならぬ重要な点で
はな点ではないか。つけ加へますと、
そういうことも私は考へておるわけ
であります。
○立花委員 不幸にいたしましたこの
法案が通りまして、お出しになりま
した平和声明の線は、断固として守つ
て行くという御決意を承らしていただ
きまして、非常に心強く思ひます。
それからもう一つ最後にお聞きした
ものでございまして、さいせん内山知
事もこの法律の必要はないと申さ
れた。それからあなたも、こういう組
合を押えるような法律は必要ないとお
つしやつた。こういうふうには、理事
者の方も必要ないと言つてゐるし、そ
他の直接の地方公共団体の職員組合、
あるいは日教組の方も必要がないと言
つておられるのに、なぜこれをつくら
なければならぬか、なぜこれができ
て来るのか、この点をどういふふう

に考へてございましょうか。これは政
府の客観情勢の誤認だといふふうにお
考へなぬか。ほんとうはもつと大きな
必要性があつて、こういうものができ
て来るのであるか。日本の理事者も組
合もいらないと言つてゐるのに、こ
ういふものが出来て来るのはなぜか、ど
こに原因があるとお考へか。これは今
後の地方公務員法の反對闘争を続ける
につきて、重要な点だと思ひます
ので、ひとつ承らしていただきたいと
思ひます。
○辻原公達人 あまり端的に申しま
す、非常に誤解を生む点もあるわけ
でございましてけれども、私は先ほどの陳
述の中にも指摘いたしましたように、
この法律を直接制定しようとする動き
を推進いたしましたものは、明年の地
方議会の選挙にあるのではないかと。
それは先ほど私の次に公述をいたしま
した方が述べられた意見の中にもあり
ますように、この法律を制定しようとし
て提案いたしました時期と、この効
力の発する時期とが、偶然明年の四月
の選挙の直前になつておるといふ事柄
を考へました際に、私は今述べました
ことは、これは單なる想定でなしに、
相當に根據のある考へ方でないかと考
へておる次第であります。さらにそ
うした問題から離れまして、地方
公務員、あるいは國家公務員というも
のに對して、身分法の性格と反した拘
束力というか、義務拘束を与える法律
を制定することに、非常にお骨折りに
なつておるといふ考へ方は、やはり終
戦以來民主化といふ問題に對して、進
んで来た現段階において、ある一つの
反動性がここに現れて来て、われわ
れに對してこのような制約がぜひとも

必要だという考えとなつて来ておるのではないか。このように私は思つておるわけでありませう。

○立花委員 ある一つの反動性が出て、こういうものを必要としておるというお話であります。ある一つの反動性というものを、詳しくお尋ねしたいと思つますが、これはあとで個人的にお話したいと思つます。ある一つの反動性というものが、具体的に申ししますと、結局は日教組の平和声明の線を脅かすような反動性である。しかもそれは平和声明の内容と、日本の自由と平和と独立を思ひきらつておる反動性であるという線が確認されなければ、私は地方公務員法の性格がわからないと思ふ。この点はあとでひとつお話ししたいと思ひます。

それから御永さんについてお尋ねしたいのですが、地方公務員の毎日毎月の生活状態を私も聞くところによりますと、毎月地方公務員は二、三千円ずつ赤字が出て困つておるといふことと聞いておるのではありません。しかもその赤字のために内職をやつたり、いろいろなことをしているわけでありませうが、この地方公務員法が通りますと、内職ができなくなつて、この赤字は埋めようがなくなつて来るわけですが、そういう点であなたたちの台所のことを、もう少し御説明願ひたいと思ひます。

○徳永公述人 お答えいたします。御指摘のように、最近現われております数字は、大体二千円から四千円くらいの赤字が出ておるのでございます。その補填の方策としましては、親戚、故旧の補助であるとか、あるいは資産、調度品などの売却であるとかいふ

たようなことで、大体補つて来ておるようでありませうが、御承知のように最近非常に物価が上りまして、安本あるいはその他の政府機関の発表によりまして、大体二、三割の上昇になつて来ております。そういうような状況からしまして、もしこの上にわれ／＼の給与が制約を受けるならば、おそらくは首切りより先に脱落者が出るのではないかと、これが考えられるのであります。これは終戦直後にわれ／＼もすでに経験したところでありませう。これをできるだけ防止するために、私どもとしましては、理事等等に話しまして、共済組合的なものをつくつておるのではありませんけれども、もちろんこれもきわめて微温的でありまして、根本的な解決策にはなつておらないのであります。もちろん今のところこうできるといふ結論は出ておりません。

○吉田(吉)委員 辻原さんに一点だけお尋ねしたいと思ひます。公述中の辻原さんの御意見を承つておきますと、過去の教職員組合の活動の過程において、多少の過誤があつたことを認めるというところをおつしやつておられますが、多少の過誤といふのはどういつた点をおさしになつておられますか。

○辻原公述人 そのあとで申し上げましたマ書簡のところ、私は明らかに客観的にいへば言われておる点でありませう。私に限らず、当時のい／＼な労働運動の中で、非常に微温的であつたために、一部幹部の考え方によつて、組合の一つの方向といふものが一方的に決定づけられて行つた。その当時のことを今反省してみますならば、これを極左的な偏向性といふふうに言えるの

ではないか。私の申し上げましたのは、そういうふうな一つの傾向に陥つたのではないかと疑われるような、また私自身として考えましても、そういう点があつたのではないかと、このことを申し上げたわけでありませう。

○吉田(吉)委員 なおその点につきまして、今日の段階におきましては、多少少しいう過誤も減少しつゝあるといふふうにお考えになつておると思ふのであります。そこで現在の段階において多少減少しつゝある、しかしながら完全にその過誤は払拭されてない、こういうふうにお受けつていいわけですか。

○辻原公述人 過誤という言葉では、言葉が足りなかつたと思ひますが、今申し上げましたように、幹部の一方的な動きといふことは、單に極左的な動きといふことにとどまらず、それは組合が――よく労働法上あるいは労働問題について言われる言葉であります――が、民主的な行き方に対する逆行である。民主的な手続を怠つた、あるいはそれに對して非常なまづかつたといふような事例は、これもやはり過誤として考えなければならぬ。そういうふうな意味から申し上げたのであります。今まだ極左的な偏向性は残つておるか、こういう意味のお尋ねがありませうが、私の申し上げました減つて来たといふのは、いわゆる組合の運営自体は非常によくなつた。その極左的な偏向性については、現在の段階において、そのあとで申し上げましたように、全然残つておらない。従つて民主的な労働組合の基礎はつきり確立されて来た、こういうふうにお申し上げましたので、その点に對して誤解のないよう

に御承知願ひたい。

○立花委員 伊藤さんにお尋ねしたいのですが、伊藤さんはなま／＼しい休職をお持ちだと思ふのです。今まで地方公務員に對して加えられました不当な首切り、それはどういふふうな形でどういふふうな処理されたか、私ども最近承りますと、各所で新しく首切りが出ておるようでありませうが、その状態はどうなのか、どういふ見通しなのか、これは重大な問題でありますのでお聞かせいただきたい。

○伊藤公述人 ただいま立花さんの御質問でありませうが、私がさいせん申し上げましたように、この二十八條に基くところの「勤務実績が良くない場合」といふようなところ、あるいはその他適格性を欠く者、こういうような事項が今までの首切りにおきまして、ほとんどどの理由とされております。そうしてこれは客観的にいふことを言われておるのでありまして、第三者が、これははたして勤務実績がよくないか、あるいは適格性を欠いておるかといふことを判断するわけでありませう。現在におきましては、労働委員会にこれが提訴されて、いろいろ審理されておるのであります。ところがその場合現在の労働委員会ですら、なかなかこれが結論は出にくいのでありませう。と申しますのは、この條項に當てはまるか當てはまらないかといふこと、このことではなしに、現在においても知事の任命したところの地方労働委員、この者が知事が被申立人として提訴されている場合には、労働委員会にいたしましての結論を出すことが非常に困難であります。といつて自分の良心の呵責がありますので、これを知

事側の言うようなふうな安当であるといふふうな結論を出にくいので、非常に制限されて、昨年の八月におきましてこの問題が惹起しておるにもかかわらず、現在においても地方労働委員ですら、こういう問題が解決しないのであります。その間におきましてこの処分を受けた職員は財政的、すなわち生活の面におきまして非常に苦しい面が出てきて、ほとんどこういふようなことを長く續けて行くことはできない。この救済は現在の労働委員会ですら、なかなかでき得ないのであります。しかして今回のこの法案においては、これをやられた場合においては、さいせん申し上げましたように、国家公務員におけるところの人事院と同様に、とうていこの救済はでき得ないものであります。現在地方労働委員会におきましては、教員所におきまして、この救済が実施されております。そういうふうな国家の人事院と似ておるところの労働委員会ですら、なかなか救済が困難でありますので、今度この法案が全面的に実施された場合にも、とうてい地方の職員を救済することはできない従ひまして、この法案に盛り込まれておるところの職員の救済といふようなことは、とうてい望み得ない。従ひまして、地方行政の民主化といふ面において、はなはだ欠けた点があるのではないかと、かように申し上げたわけでありませう。

○立花委員 現在の首切りの状況はどんなふうなものでございませうか。

○伊藤公述人 現在の首切りの状況はここに資料を持ち合せておりませうが、下松市におきまして現在首切りが

起つております。それ以外には、去年の八月、九月、十月のころにおいて起つてゐるのであります。この地方公務員法の公布を待つてやろうとするような風が多分に見えらるゝわけでありまして、この地方公務員法がしかれますならば、地方公務員は首切りの前にさらされるということになることは、さいぜんの内山知事が言われたことによつて裏づけがされておるといふように私は考へてあります。

○川本委員 辻原さんにちよつとお尋ねしたいのですが、私少し所用のために席をはずしておりましたので、あるいは他の諸君がお聞きになつたことと重複するかもしれませんが、御了承願ひます。先刻御意見のうちにありました、職域外においてということでは、私聞き漏らしたのでありますが、お説は教職員の任地ということなんですが、村の教員は隣の村へ行つては政治活動に對しては制限を受けないようになつて、という御意見でございますか。

○辻原公達人 非常に誤解があると思ひます。この点私の申し上げたことは間違つておらないわけでありまして、お聞き取りの点が間違ひがあると思いますが、重ねて申し上げたいと思ひます。私も政治活動あるいは基本的人権に關する問題についてこれを考へる場名には、教職員を公務員という概念の中に含めるが適當であるかどうかということはさておいて、一應公務員であるとするならば、やはり教職員の立場におきましては、公共の福祉というこゝとに對しましては、十余の考慮を払わなければならぬ。同時に基本的人権は憲法上の問題であり、公共の福祉も憲法上の問題である。この観点に立ち

ますならば、このどちらを重視するかということになるのでありますが、私としてはやはり基本的人権というものを最大限確保するための公共の福祉である、こゝういふふうに考へておるのであります。従つてやはり基本的人権を先行しなければならぬ。そういう観点から見た場合、政治活動については教員といへども、あるいは公務員といへども、これに大幅に自由を与へるといふ考へ方が適當な考へである。その場合に公務員の持つ一つの性格から制限すべき部分を含んでおる。これはこの部分かということをおもひもたれて考へておる。そういう点に立つて、現在の私どもとしてはなぜ公務員あるいは教職員といふものが、公共性といふものに対して關連があるのか、なぜ禁止を受けなければならぬかといふことを掘り下げて考へて行く場合、そこに一般的に言われておるのはその影響力が問題になる。その影響力の問題というものの限界は、これは私が言つたように、自由であるということが前提であつて、その影響力がある部分はどこだ、また本質的な公務に對して専念する義務、やつて行かなければならぬ部分はどこだ、それに支障を来す部分はどこだ、こゝういふふうに考へなければならぬのではないかと。そうすると、教員という立場を保持してその業務に専念しなければならぬ点は、その勤務時間内にあり、それからその勤務する場所——場所と私が申し上げましたのは、お聞き取りの点と違ひまして、職場だけで、従つてこゝで現在いろ／＼論議されておりますいわゆる勤務地という問題であります。こゝまで及ぼすことは、最大の自由を与へて行くといふ

考へ方に立つた場合には、やはり私どもとしては不當であるという原則的な見解を持つておるのであります。従つて制限する点は今申し上げましたように、本来の任務に支障を来すというおそれのある勤務時間内、これは當然でありまして、それとその勤務施設内——県庁に勤めておればその県庁の建物内において、いろ／＼隣の人に政治活動を強制をしたりするといふことはいけぬ。なお一番問題になつてゐるのは、職権あるいは地位を利用してやるというところは、これはいづれの場合を問はずいけぬ。従つて私が申し上げました勤務場所、勤務施設と申しますのは、職場でありまして、そういう意味をおきまして、三点の制限といふものを私どもとしては考へております。

○川本委員 午前中に小林先生に伺つたことと同じことを承りますが、たとへて申しますと、何かの選挙の場合、小学校なり中学校の先生が、黒板の一角に、ある特定の候補者の名前を書いておいて、生徒にこれを暗示的に会得させるとか、または選挙期間中、特定の候補者の名前を書いたメガホンなどを首にかけて、勤務時間中も勤務時間以後も一向おかまいなくそうやつて歩きますことは、純然なる青少年に對しまして、教育上どういふ影響を与えるかという点について、教育者としての公達人の御意見をひとつ承りたいと思ひます。

○辻原公達人 先ほども若干申し上げたのでありますが、その問題は、その教職員個人の良識と、それから常識の問題になるのではないかと、私が三点の制限について申し上げましたその範圍にそれは全部含まれることである。黒板は勤務してゐるこゝろの施設であります。それを利用して子供に對して直接影響を与えるといふことは、現行の教育基本法の第二條においてこれはすでに禁止されてゐる。いわゆる学内に於ける政治的中立といふ問題に反してゐる。また腰にぶらさげて子供の目につくようにして、直接子供に對して悪影響を与える、あるいはそれが勤務時間中といふふうなことは、これは常識の部類に屬する問題であつて、お説のように、そういう事柄は、一般的な常識においても、當然あり得べからざる問題である。先ほどは、その人のテクニックという表現で申し上げたのであります。これは法律全般に對する考へ方、あるいは社会的常識といふ点に非常になつてゐる一面が、やはりそこらに現れて來ておるのじやないか。そういう意味におきまして、私どもとしては、教職員の場合、もう少し政治的自由とか、もつと積極的な社会的問題に立つて、社会の一般的な常識に乏しいといふ従来の批判をなくするやうな教師の性格をつくり上げて行かなくてはならぬ。従つて今度言われておるやうな政治的の制限といふものは、そういう意味においてむしろ禁止すべきではない。そういうものを禁止するから、そんな非常識な事柄が行われるやうになるのであらうといふことをつけ加へたいと思ひます。

○川本委員 私が辻原さんにお聞きしたい点は、そこでないのです。それも含まれておりますが、あなたが教育者として、そういう非常識な行動をとることが、教育上子供に及ぼす影響の点を承つておるのです。

○辻原公達人 私その点は十分おわかりと思ふのでありますが、足らぬ点を補足したいと思ひます。今申し上げましたような事例は、當然これはいわゆる職権——職名と私は申し上げましたが、それらを利用したということに嫌疑がかかつて來るわけでありまして、そういうやうなことは、常識的にもやべき問題でもなく、また法律上も現在すでに公職選挙法第三十七條でこれを禁止しておる。また学校教育法では、そういうやうな学内において一つの特定の政党に支持を与えるやうな行為をやつてはならぬといふことはつきり規定してあるのであつて、それはその人の常識が乏しい。私どもとしては、教育上そういう影響を与えるやうなことはやるべきでないといふことは、はつきりいたしております。

○門司委員 徳永君にちよつと聞いておきたいのですが、さつき伊藤君の話の中には、この法律の中で大修修正すべき箇所といふやうなことが少し聞えたやうであります。徳永君にはつきり確かめておきたいと思ひます。これは、この法律は全然いらぬといふのか、どうかということ。それを私が聞くのは、当局は、この法律は保護法であるといふことを言つてゐる。われわれの考へ方は、保護法であるといふが、その保護の程度はきわめて少ない。おせつかい程度のものであつて、大體彈壓法だ。従つてこれには反對だといふ態度をとつておられます。そこで問題になりますのは、保護法の面は残しておいてよいといふことになる。この法律案には全面的な否定ではないといふ結論が出るわけですが、保護の分は残して、悪い方の分だけは困

○辻原公達人 先ほども若干申し上げたのでありますが、その問題は、その教職員個人の良識と、それから常識の問題になるのではないかと、私が三点の制限について申し上げましたその範圍にそれは全部含まれることである。黒板は勤務してゐるこゝろの施設であります。それを利用して子供に對して直接影響を与えるといふことは、現行の教育基本法の第二條においてこれはすでに禁止されてゐる。いわゆる学内に於ける政治的中立といふ問題に反してゐる。また腰にぶらさげて子供の目につくようにして、直接子供に對して悪影響を与える、あるいはそれが勤務時間中といふふうなことは、これは常識の部類に屬する問題であつて、お説のように、そういう事柄は、一般的な常識においても、當然あり得べからざる問題である。先ほどは、その人のテクニックという表現で申し上げたのであります。これは法律全般に對する考へ方、あるいは社会的常識といふ点に非常になつてゐる一面が、やはりそこらに現れて來ておるのじやないか。そういう意味におきまして、私どもとしては、教職員の場合、もう少し政治的自由とか、もつと積極的な社会的問題に立つて、社会の一般的な常識に乏しいといふ従来の批判をなくするやうな教師の性格をつくり上げて行かなくてはならぬ。従つて今度言われておるやうな政治的の制限といふものは、そういう意味においてむしろ禁止すべきではない。そういうものを禁止するから、そんな非常識な事柄が行われるやうになるのであらうといふことをつけ加へたいと思ひます。

○川本委員 私が辻原さんにお聞きしたい点は、そこでないのです。それも含まれておりますが、あなたが教育者として、そういう非常識な行動をとることが、教育上子供に及ぼす影響の点を承つておるのです。

○徳永公達人 お説のように、保護法としては当然これはあるべきであります。私どもは、地方自治法の附則にうたわれておりますことも、これは保護法としてうたうべきだというふうに解釈しているわけです。従つて保護法としては当然あるべきだ。ただ現在の法案では、保護の面よりも——保護の面は、お説のようにまつたくないと言つてもよい程度であつて、今の法案では絶体反対である。あらためて保護法として出されたい、こういう意味であります。

○前尾委員長 以上をもつて本日の公述人の陳述は全部終了いたしました。

この際委員長として公述人各位に一言、ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙中、しかも雨中にもかかわりませず御出席くださいまして、あらゆる角度から貴重な御意見を拜聴いたしましたわけでありまして、今後法案の審議につきまして、多大の参考になることと存じます。ここに委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げる次第であります。

それではこれをもつて地方公務員法案について昨日及び本日二日間にわたる公聴会を終了したといたします。

明日は人事、文部、労働各委員会の
連合審査会でありますから、御承知お
きを願います。

午後三時四十八分散會

頁段行

[illegible]

昭和二十五年十二月十二日印刷

昭和二十五年十二月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁